

諮問庁：厚生労働大臣

諮問日：平成28年6月6日（平成28年（行個）諮問第90号）

答申日：平成29年7月31日（平成29年度（行個）答申第77号）

事件名：本人が行った審査請求に係る「利害関係人指定に関する意見書」の利用不停止決定に関する件

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

「本人が行った審査請求に係る「利害関係人指定に関する意見書」（以下「本件文書」という。）に記録された保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）の利用停止請求につき、利用不停止とした決定は、妥当である。

### 第2 審査請求人の主張の要旨

#### 1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）36条1項の規定に基づく利用停止請求に対し、近畿厚生局長（以下「処分庁」という。）が、平成28年1月5日付け近厚発第0105第60号により行った利用不停止決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求めるというものである。

#### 2 審査請求の理由

審査請求の理由は、審査請求書及び意見書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

##### （1）審査請求書

###### ア 審査請求人の審査請求の理由

（ア）はじめに（審査請求の理由の骨子）

「審査請求書」及び「（2）意見書」においては、略語等は、本文中に示すもののほか次のとおりである。

「個人情報保護法」：個人情報の保護に関する法律

「社保審査法」：社会保険審査官及び社会保険審査会法

「社保審査官」：社会保険審査官

「厚年法」：厚生年金保険法

「行個法の解説」：総務省行政管理局監修『行政機関等個人情報保護法の解説（増補版）』（平成17年）

「個人情報保護法の解説」：個人情報保護法制研究会ほか著『個人情報保護法の解説（改訂版）』（平成17年）

原処分は、当該保有個人情報（本件対象保有個人情報）が法36条1項1号及び同項2号の規定に該当しないと述べる、が誤りであり、該当しているといえる。

すなわち、同項は、下記のとおり規定である。しかるところ、本件対象保有個人情報は、①本件対象保有個人情報を保有する行政機関により適法に取得されたものでなく、②同法3条2項の規定に違反して保有されており、③同法8条1項及び2項の規定に違反して利用及び提供されている。また、本件対象保有個人情報の本人である審査請求人はそのように思料する。したがって、審査請求人は、本件対象保有個人情報の利用の停止、消去及び提供の停止を請求することができる。

#### 「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律

##### （利用停止請求権）

第三十六条 何人も、自己を本人とする保有個人情報が次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、この法律の定めるところにより、当該保有個人情報を保有する行政機関の長に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止（以下「利用停止」という。）に関して他の法律又はこれに基づく命令の規定により特別の手續が定められているときは、この限りでない。

一 当該保有個人情報を保有する行政機関により適法に取得されたものでないとき、第三条第二項の規定に違反して保有されているとき、又は第八条第一項及び第二項の規定に違反して利用されているとき 当該保有個人情報の利用の停止又は消去

二 第八条第一項及び第二項の規定に違反して提供されているとき 当該保有個人情報の提供の停止」

そして、行政機関の長が負担する、保有個人情報の利用停止義務を、同法38条が下記のとおり規定するところ、原処分に係る利用停止請求（以下「本件利用停止請求」という。）は、同条の本文に該当するが、ただし書には該当しない。

#### 「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律

##### （保有個人情報の利用停止義務）

第三十八条 行政機関の長は、利用停止請求があった場合において、当該利用停止請求に理由があると認めるときは、当該行政機関における個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な限度で、当該利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止を

しなければならない。ただし、当該保有個人情報の利用停止をすることにより、当該保有個人情報の利用目的に係る事務の性質上、当該事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるときは、この限りでない。」

さらに、原処分の示す「利用停止をしないこととした理由」は、法の求める内容を満たしておらず、違法である（後記イ）。

したがって、原処分は、取り消されなければならない、本件対象保有個人情報は、利用の停止、消去及び提供の停止が行われなければならない。

(イ) 「適法に取得されたものではないとき」に該当するもの、又は、該当するものとして取り扱うべきものであることについて

a 法令に根拠のない取得であること、及び、法令に基づく手続が遵守されていない取得であることについて

(a) はじめに

社会保険審査請求事件において、社保審査官が、法に基づいて個人情報の取得をすることができるのは2つの場合であるが、本件対象保有個人情報の取得は、そのいずれにも該当しないもの、又は、該当しないものとして取り扱うべきものである。

よって、本件対象保有個人情報は、法36条1項1号の「適法に取得されたものではないとき」に該当するもの、又は、該当するものとして取り扱うべきであるものと言わざるを得ない。

(b) 総論

法36条1項1号の「適法に取得されたものでないとき」については、文献（『行個法の解説』161頁）によると、「例えば、暴行、脅迫等の手段により取得した場合、個人情報の取得について定めた個別法規に違反して取得した場合等をいう。」と解釈されている。しかし、そのような場合だけとは限らない。なぜなら、法文の「適法に取得されたものでないとき」とは、「『適法に取得されたもの』でないとき」ということだからである。つまり、「適法に取得されたもの」であるか否か、が基準となるのである。そして、その「適法に取得されたもの」とは、個人情報保護の観点からすると、「法に基づいて取得されたもの」と解さざるを得ない。したがって、「適法に取得されたものでないとき」とは、「法に基づいて取得されたものでないとき」（＝「『法に基づいて取得されたもの』でないとき」という意味であると解されるのである。

ところで、社会保険審査請求事件において、「適法に取得されたもの」つまり「法に基づいて取得されたもの」を検討する

に、社保審査官が、法に基づいて個人情報の取得をすることができるのは、下記の2つの場合である。したがって、それらに該当する場合は、当該個人情報は、「法に基づいて取得されたもの」つまり「適法に取得されたもの」ということになるが、他方、それらに該当しない場合は、「法に基づいて取得されたものでないとき」、つまり、法36条1項1号の「適法に取得されたものでないとき」に該当するものということになる。

さて、社保審査官が、法に基づいて個人情報の取得をすることができる2つの場合は次のとおりである。

すなわち、まず、要旨、利害関係人等は事件につき意見を述べることができる、と規定する社保審査法9条2項に基づいて、利害関係人等が事件につき意見を述べた場合である。その意見に個人情報が含まれているときは、社保審査官は、その個人情報を取得することになる。

次に、社保審査法11条に基づく処分を行った場合である。すなわち、審理を行うため必要があるときに社保審査官が行うことができるとされている参考人（利害関係人等）からの意見等の聴取（同条1項1号）や、事業主及び従業員その他の関係人への質問（同条1項4号）などを行った場合である。その聴取ないし質問に対する回答に個人情報が含まれているときは、社保審査官は、その個人情報を取得することになる。

以上のとおり、社会保険審査請求事件において、個人情報が、「適法に取得されたもの」、つまり、「法に基づいて取得されたもの」といえるのは、社保審査法9条2項に基づく意見に、又は、同法11条の質問等に対する回答に、個人情報が含まれていた場合であるが、他方、その場合に該当しない場合、当該個人情報は、「法に基づいて取得されたものでないとき」、つまり、法36条1項1号の「適法に取得されたものでないとき」に該当するものということになる。

ただし、一見、上記の意見又は回答に該当するよう見えたとしても、その内容が、同法の趣旨を逸脱しているものについては、すなわち、利害関係人の利害に影響を及ぼす可能性があるとはいえない意見、及び、質問等されていないことに言及した回答などについては、真に、社保審査法9条2項に基づく意見又は同法11条の質問等に対する回答とはいえず、それ故、個人情報の取得について、それらの条項に基づく意見又は回答に個人情報が含まれており当該個人情報を取得することになった、とはいえない。したがって、個人情報の保護の観点からは、

当該個人情報については、「法に基づいて取得されたもの」とはいえず、「法に基づいて取得されたものでないとき」、つまり、法36条1項1号の「適法に取得されたものでないとき」に該当するもの、又は、該当するものとして取り扱うべきものと言わなければならない。

(c) 本件へのあてはめ

i 「適法に取得されたものでないとき」に該当するものであることについて

本件対象保有個人情報は、利害関係人である特定法人Aの従業員である人事部長が社保審査官に提出した「利害関係人指定に関する意見書」（以下「本件意見書」という。）と題する書面にて述べた意見等（以下「本件意見」という。）に個人情報が含まれていたことにより取得されたものであるが、同人事部長は、代表権がないから、利害関係人として意見を述べることができる者ではない。また、その内容は「事件につき」といえるものではない（後記b(d)ii(iii)〈b〉〈iii〉《ii》参照）。故に、社保審査法9条2項に基づいて意見を述べた場合には該当しない。また、本件対象保有個人情報は、同法11条に基づく聴取や質問に対する回答にも該当しない。したがって、それらの条項に基づいた意見又は回答に個人情報が含まれていた場合には該当しないものである。

そして、本件対象保有個人情報は、本件社保審査請求事件の審議・決定に必要な情報であるが、万が一、同人事部長から、当該個人情報を取得する必要があるのであれば、社保審査官は、同法11条の手続きを行わなければならない。それを行わずに取得している以上、本件対象保有個人情報は、「適法に取得されたもの」とはいえない。

よって、本件対象保有個人情報は、法36条1項1号の「適法に取得されたものでないとき」に該当するものである。

ii 「適法に取得されたものでないとき」に該当するもの、又は、該当するものとして取り扱うべきものであることについて

本件対象保有個人情報は、前記iのとおり、社保審査法9条2項に基づく意見や、同法11条に基づく聴取や質問に対する回答に、個人情報が含まれていたことにより取得されたものではない。

ただし、本件対象保有個人情報は、一見、社保審査法9条2項に基づく意見のように見えるかもしれないが、その内容

は、同法の趣旨を逸脱している、すなわち、利害関係人の利害に影響を及ぼす可能性があるとはいえない意見である。故に、本件対象保有個人情報、社保審査法9条2項に基づいて取得されたものには該当しないもの、又は、該当しないものとして取り扱うべきものである。

よって、本件対象保有個人情報は、法36条1項1号の「適法に取得されたものでないとき」に該当するもの、又は、該当するものとして取り扱うべきものである（後記b（d）ii（iii）〈b〉〈iv〉及び〈v〉参照）。

（d）まとめ

社会保険審査請求事件において、社保審査官が、法に基づいて個人情報の取得をすることができるのは、社保審査法9条2項に基づく意見や、同法11条に基づく聴取や質問に対する回答に、個人情報が含まれていたことにより取得する場合であるが、本件対象保有個人情報の取得は、そのいずれにも該当しないものである。

また、本件対象保有個人情報は、その内容が同法の趣旨を逸脱しており、それ故、社保審査法9条2項又は11条に基づいて取得されたものには該当しないもの、又は、該当しないものとして取り扱うべきものである。よって、本件対象保有個人情報は、法36条1項1号の「適法に取得されたものでないとき」に該当するもの、又は、該当するものとして取り扱うべきものである。

b 本件対象保有個人情報の「提供」という観点からの考察

（a）はじめに

前記aのとおり、本件対象保有個人情報は、法36条1項1号の「適法に取得されたものでないとき」に該当するもの又は該当するものとして取り扱うべきものである。それ故、消去等が行われなければならない（法36条1項1号、38条）、つまるところは、保有等してはならないということなのであるが、このことは、本件対象保有個人情報に関し、視点を変えて考察すればより一層明らかとなる。すなわち、本件対象保有個人情報に関し、行政機関（社保審査官）側から見ると「取得」ということになるが、他方、その情報の出どころである特定法人A側から見ると「提供」ということになる。そして、この「提供」という観点から考察すると、保有等してはならないことはより一層明らかとなる。

（b）総論

個人情報に関し、「取得」については、法36条1項1号などが規定ないし規制等を行っている。他方、「提供」については、個人情報保護法23条などが規定ないし規制等を行っている。したがって、法と個人情報保護法の両法律で、個人情報の保護、すなわち、個人情報について取得と提供など取扱いに関する規定ないし規制等を行っているといえる（法1条、個人情報保護法1条）。このことは、個人情報について一旦違法な提供が行われると、提供に関する規制等だけでは当該個人情報を保護することはできないということからも明らかである。すなわち、個人情報は一旦提供されてしまうと、それが違法な提供であったとしても、個人情報保護法23条などの提供元に対する規制等だけでは（つまり、提供された側〔提供先・取得側〕に対する規制等に基づかない限り）、提供された側（提供先・取得側）での当該個人情報の保有、利用及び更なる提供を停止することなどはできないのである。

そこで、個人情報について、元々の提供が違法な場合における提供された側（提供先・取得側）での当該個人情報の取扱いのあり方を考察するに、当該個人情報の提供が違法であるということは、換言すれば、当該個人情報を提供することは、法的には、あってはならない、ということであるから、提供された側（提供先・取得側）が、当該個人情報を、取得するという事とも、法的には、本来、あってはならないことであり、ひいては、提供された側（提供先・取得側）が、保有、利用又は更なる提供をするということも、法的には、本来、あってはならないことである。つまり、個人情報について、元々の提供が違法である場合、提供された側（提供先・取得側）が取得、保有、利用又は更なる提供などを行うということは、あってはならないことであり、法の許容しているところであるとは到底考えられないのである。

したがって、個人情報について、元々の提供が違法であったとしても提供された側（提供先・取得側）が取得、保有、利用又は更なる提供等を行うことは許される、などとの前提で原処分が行われたのであれば、原処分はそもそも不適切なものであると言わざるを得ず、原処分には、法の解釈適用の誤りがあると言わざるを得ない。

(c) 本件へのあてはめ

しかるところ、本件対象保有個人情報は、後記(d)のとおり、元々の提供が違法な個人情報である。

つまり、本件対象保有個人情報、違法な提供により取得されたものである。

よって、本件対象保有個人情報について、保有、利用又は更なる提供などを行うこと許されず、故に、利用の停止、消去及び提供の停止が行われなければならない、原処分は取り消されなければならない。

(d) 本件対象保有個人情報は元々の提供が違法な個人情報であることについて

i はじめに

個人情報取扱事業者は、例外規定に該当する場合を除いて、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データ（個人情報）を第三者に提供してはならない（個人情報保護法23条1項）。しかるところ、個人情報取扱事業者である特定法人A又はその従業員である同法人の人事部長は、審査請求人の同意を得ずに、審査請求人の個人データ（個人情報）を第三者である社保審査官に提供している。しかし、当該提供は、個人データ（個人情報）の第三者提供禁止の例外規定に該当しないもの、又は、該当しないものとして取り扱うべきものである。したがって、個人情報保護法23条1項に違反した、違法な提供である。

なお、これを、同個人データ（個人情報）の提供を受けた行政機関（社保審査官）の側から言えば、本件対象保有個人情報は、元々の提供が違法な個人情報ということになる。

ii 本論

(i) 総論

個人情報保護法23条1項は、要旨、個人情報取扱事業者は、例外規定に該当する場合を除いて、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならない、と規定する。そして、個人情報保護法において、「個人データ」とは、特定の個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成するなどした「個人情報データベース等」を構成する「個人情報」のことであり、「個人情報取扱事業者」とは、「個人情報データベース等」を事業の用に供している者である（以上につき同法2条）。また、「第三者」とは、上記の個人情報取扱事業者や本人に該当しない者とされている（『個人情報保護法の解説』146頁）。

(ii) 本件へのあてはめ



特定法人Aは、顧客及び従業員の個人情報を電子計算機を用いて検索することができるよう体系的に構成した「個人情報データベース等」を事業の用に供している。故に、特定法人Aは、「個人情報取扱事業者」であるといえる。

また、上記「個人情報データベース等」は、特定法人Aの従業員である審査請求人の氏名、賃金、租税公課、社会保険料及び勤怠等の個人情報などから構成されている。故に、審査請求人のそれらの個人情報は「個人データ」であるといえる。

そして、社保審査官は、言うまでもないが、個人情報取扱事業者である特定法人Aや、本人である審査請求人には該当しない。故に、社保審査官は、「第三者」に該当する。

したがって、個人情報取扱事業者である特定法人Aは、例外規定に該当する場合を除いて、あらかじめ審査請求人の同意を得ないで、個人データすなわち氏名、賃金、租税公課、社会保険料及び勤怠等の審査請求人の個人情報を第三者である社保審査官に提供してはならない。

しかるところ、特定法人A又はその従業員である同法人の人事部長は、審査請求人の同意を得ずに、審査請求人の勤怠、賃金及び社会保険料等に関する個人情報などをも含んだ意見等（本件意見）を述べた本件意見書を社保審査官に提出している。つまり、審査請求人の個人データ（個人情報）を第三者である社保審査官に提供している（以下「本件第三者提供」という。）。

しかし、本件第三者提供は、次（後記（iii））のとおり、個人データ（個人情報）の第三者提供禁止の例外規定に該当しないもの、又は、該当しないものとして取り扱うべきものである。

したがって、本件第三者提供は、個人情報保護法23条1項に違反した、違法な提供である。

(iii) 本件第三者提供は、例外規定に該当しないもの、又は、該当しないものとして取り扱うべきものであることについて

〈a〉はじめに

個人情報保護法23条1項は1号から4号まで4種の、個人データ（個人情報）の第三者提供禁止の例外規定を

おくが、本件第三者提供は、いずれの例外規定にも該当しないもの、又は、該当しないものとして取り扱うべきものである。

〈b〉「法令に基づく場合」（個人情報保護法23条1項1号）に該当しないものであることなどについて

〈i〉はじめに

社会保険審査請求事件において、個人情報保護法における第三者である社保審査官に対し、同事件の審査請求人以外の者が、法令に基づいて、当該審査請求人の個人情報を提供することができる場合には、次の2つの場合が考えられる。すなわち、社保審査法9条2項に基づき意見を述べる場合と、同法11条1項に基づいた社保審査官の質問等に回答する場合とが考えられる。

しかるところ、本件第三者提供は、上記のいずれの場合にも該当しない。したがって、「法令に基づく場合」（個人情報保護法23条1項1号）には該当しないものである。

また、上記のいずれの場合にも該当しないか否かは別として、本件第三者提供は、その内容からして、個人データ（個人情報）の第三者提供禁止の例外規定である「法令に基づく場合」（個人情報保護法23条1項1号）には該当しないもの、又は、該当しないものとして取り扱うべきものである。

〈ii〉社保審査法11条1項に基づくものではないことについて

本件第三者提供は、社保審査法11条1項に基づく社保審査官からの質問等に対する回答ではない。

したがって、本件第三者提供は、「法令に基づく場合」に該当しない。

〈iii〉社保審査法9条2項に基づく意見とはいえないことについて

《i》本論

社保審査法9条2項は、利害関係人は社保審査官に対し事件につき意見を述べることができる、というものであるが、そもそも本件意見（本件意見書による意見等）は、同項に基づく意見であるとはいえない。

したがって、本件第三者提供（本件意見による社保審査官への審査請求人の個人情報の提供）は、「法令に基づく場合」に該当しない。

《ii》 社保審査法9条2項に基づく意見であるといえない理由

同項に基づく意見であるといえない理由は、次の2点である。

① 第1に、同項は要旨、「利害関係人は、審査官に対し、事件につき意見を述べることができる。」というものであり、利害関係人は法人である特定法人Aであるところ、本件意見は、特定法人Aの人事部長が意見等を述べたものであるが、人事部長は従業員に過ぎず代表権がない。それ故、そもそも、特定法人Aつまり利害関係人が意見を述べたものとはいえないからである。

② 第2に、本件意見は、「事件につき」述べたものとはいえないからである。この点、同意見の内容が、たとえ事実であったとしても、本件社保審査請求事件の審議・決定に影響を及ぼす可能性があるとはいえないもの、すなわち、本件社保審査請求事件において、審査請求人の厚生年金保険に係る平成14年10月から平成26年8月までの期間（以下「本件請求期間」という。）の標準報酬月額及び標準賞与額（以下「標準報酬月額等」という。）の訂正又は決定に影響を及ぼす可能性があるとはいえない個人情報（審査請求人の個人情報）であり（後記（ウ）c参照）、平たく言えば、同事件の請求内容には全く関係のないものなので、つまるところ、「事件につき」述べたものとは言えないのである。

〈iv〉 「法令に基づく場合」には該当しないもの、又は、該当しないものとして取り扱うべきものであることについて

《i》 総論

本件意見（本件意見書による意見等）は、前記〈iii〉のとおり、社保審査法9条2項に基づく意見とはいえないが、しかし、同項に基づく意見か否かは別として、その内容からして、本件第三者提供

（本件意見による社保審査官への審査請求人の個人情報提供の提供）は、個人データ（個人情報）の第三者提供禁止の例外規定である「法令に基づく場合」（個人情報保護法23条1項1号）には該当しないもの、又は、該当しないものとして取り扱うべきものである。

その理由は、以下のとおりである。

すなわち、行政解釈は、要旨、「法令に基づく場合」であっても、当該法令において、個人データ（個人情報）を第三者へ提供すること自体が義務となっているわけではないときは、その個人データ（個人情報）の第三者提供は、当該法令の趣旨に照らし必要性と合理性の範囲内で行うことが、個人情報保護法の趣旨に沿うと考えられている、としている（後記《iii》参照）。

その考えのとおりであるならば、個人データ（個人情報）の第三者提供が、義務ではなく、かつ、当該法令の趣旨に照らし必要性と合理性の範囲を超えている場合においては、同第三者提供は、個人情報保護法の趣旨に沿わないものということになる。したがって、そのような場合における個人データ（個人情報）の第三者提供は、個人データ（個人情報）の第三者提供禁止の例外規定である「法令に基づく場合」（同法23条1項1号）には該当しないもの、又は、該当しないものとして取り扱うべきものと言わなければならない。

#### 《ii》本件へのあてはめ

本件意見は、義務ではなく（なお、本件意見は、社保審査法11条に基づくものではない。また、同法9条2項に基づく意見に当たるものであったとしても、そもそも、同項は、意見を述べる義務を課すものではない。）、かつ、後記〈v〉のとおり、必要性と合理性の範囲を超えている。

よって、本件意見（本件意見書による意見等）が、社保審査法9条2項に基づいた意見であるか否かは別として、本件第三者提供（本件意見による社保審査官への審査請求人の個人情報の提供）は、個人データ（個人情報）の第三者提供禁止の例外規定であ

る「法令に基づく場合」（個人情報保護法 23 条 1 項第 1 号）には該当しないもの、又は、該当しないものとして取り扱うべきものである。

《 iii 》 参考（「法令に基づく場合」の考え方）

① 文献

文献（『個人情報保護法の解説』 147～148 頁）は、個人情報保護法 23 条 1 項 1 号の「法令に基づく場合」について、「①情報を第三者へ提供することを義務付けられている場合」と「②法令の規定で提供そのものが義務付けされているわけではないが、第三者が情報の提供を受けることについて法令上の具体的な根拠がある場合」とがあるものとして説明している。

② 厚生労働省

厚生労働省は、「雇用管理分野における個人情報保護に関するガイドライン」（平成 16 年厚生労働省告示第 259 号，平成 24 年厚生労働省告示第 357 号全部改正，平成 27 年厚生労働省告示第 454 号一部改正）において、次のとおりとしている。

「 1 第三者提供の制限に関する原則（法 23 条 1 項関係）

事業者は、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならない。

2 第三者提供の制限に関する例外（法 23 条 1 項関係）

次のいずれかに該当する場合は、1 の規定にかかわらず、個人データを第三者に提供することができる。

（1）刑事訴訟法の規定に基づく捜査への対応等，法令に基づく場合。なお，当該法令に第三者提供を受ける相手方についての根拠のみがあり，第三者提供をする義務までは課されていない場合には，事業者は，当該法令の趣旨に照らして第三者提供の必要性及び合理性が認められる範囲内で対応するものとする。」

③ 消費者庁

消費者庁作成の『よくわかる個人情報保護のしくみ（改訂版）』〔平成27年8月改訂〕21頁の「よくある疑問と回答Q & A集」Q5-10は、次のとおり説明している。

「「法令に基づく場合」（法2・3条1項1号）には、

- (1)他の法令により、情報を第三者へ提供することを義務付けられている場合
- (2)他の法令に、第三者提供を受ける相手方についての具体的根拠が示されてはいるが、提供すること自体は義務付けられていない場合

の2種類があり、「法令に基づく場合」であればいかなる場合においても個人情報を提供しなければならない、というわけではありません。

(2)の場合、個人情報取扱事業者は、当該法令の趣旨に照らし、第三者提供の必要性和合理性が認められる範囲内で対応することが、個人情報保護法の趣旨に沿うと考えられます。」

〈v〉本件第三者提供が、当該法令の趣旨に照らし必要性和合理性の範囲を超えていることなどについて

《i》法令の趣旨、及び、必要性和合理性の範囲について

社会保険審査請求事件において利害関係人が社保審査官に対し事件につき意見を述べることは、社保審査法において認められ、加えて、その意見に個人データ（個人情報）が含まれ、当該個人データの社保審査官への第三者提供に当たる場合について、そのような場合であったとしても、個人情報保護法における個人データ（個人情報）の第三者提供禁止の例外規定に当たり、当該第三者提供は許される、と解される理由は、当該事件の処分の内容が、利害関係人の正に利害に影響を及ぼす可能性があるからであり、利害関係人の権利に配慮してのことであると考えられる。

しかし、他方、個人情報保護法において、基本的に、個人データ（個人情報）の第三者提供は禁止さ

れているのであり、第三者提供つまり社保審査官への提供が許されるとはいつでも、あくまで例外なのであるから、利害関係人の利害のみに配慮することはできず、個人データ（個人情報）の保護を常に念頭に置かなければならない。

以上に鑑みると、社会保険審査請求事件において、利害関係人が審査請求人の個人データ（個人情報）を第三者である社保審査官へ提供することが、利害関係人の利害に影響を及ぼす可能性があるといえる場合は、その第三者提供には必要性和合理性があるので（つまり、その第三者提供は、法令の趣旨に照らし必要性和合理性が認められる範囲内にあるので）その第三者提供は許されなければならないが、しかし、他方、その可能性があるといえない場合は、その第三者提供には必要性和合理性があるとまではいえず（つまり、その第三者提供は、法令の趣旨に照らし必要性和合理性が認められる範囲内にあるとまではいえず）、その第三者提供は、許されなければならない理由はないから、行ってはならないものと解される。

#### 《ii》 本件へのあてはめ

本件第三者提供（本件意見による社保審査官への審査請求人の個人情報の提供）は、利害関係人の利害に影響を及ぼす可能性があるとはいえない。なぜなら、本件第三者提供は、本件社保審査請求事件の審議・決定に影響を及ぼす可能性があるとはいえないものだからである。すなわち、後記（ウ）cのとおり、本件第三者提供は、本件社保審査請求事件において、審査請求人の厚生年金保険に係る本件請求期間の標準報酬月額等の訂正又は決定に影響を及ぼす可能性があるとはいえない個人情報（審査請求人の個人情報）の第三者提供だからである。この点、言うまでもないが、社会保険審査請求事件の審議・決定に影響を及ぼさない場合、当然、利害関係人の利害にも何ら影響を及ぼさない。

したがって、本件第三者提供は、法令の趣旨に照らし必要性和合理性が認められる範囲内にあるとはいえず、行ってはならないものであるといえる。

〈vi〉まとめ

よって、本件意見（本件意見書による意見等）が、社保審査法9条2項に基づく意見、又は、同法11条に基づく社保審査官からの質問等に対する回答であるとはいえないことからして、また、上記意見及び回答に該当するか否かは別として、本件意見の内容からして、本件第三者提供（本件意見による社保審査官への審査請求人の個人情報の提供）は、個人データ（個人情報）の第三者提供禁止の例外規定である「法令に基づく場合」（個人情報保護法23条1項1号）には該当しないもの、又は、該当しないものとして取り扱うべきものである。

〈c〉個人情報保護法23条1項2号に該当しないことについて

本件第三者提供（本件意見による社保審査官への審査請求人の個人情報の提供）は、同項2号の「人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき」にも該当しないもの、又は、該当しないものとして取り扱うべきものである。

なぜなら、まず、「本人の同意を得ることが困難である」という状況ではないからである。

次に、「人の生命、身体」に関係するものではないからである。そして、仮に、「財産の保護のために必要がある場合」であったとしても、その場合を法が第三者提供禁止の例外とした趣旨を、本件意見（本件意見書による意見等）の内容が、逸脱しているからである。

上記の「逸脱している」といえる理由は次のとおりである。

個人情報保護法が「財産の保護のために必要がある場合」を個人データ（個人情報）の第三者提供禁止の例外とした趣旨は、言うまでもなく、「財産の保護」のために必要だからである。

しかし、基本的に個人データ（個人情報）の第三者提供は禁止されているのであり、「財産の保護のため必要がある場合」であるとはいっても、あくまで例外なのであるから、「財産の保護」のみに配慮することはできず、個人データ（個人情報）の保護を常に念頭に置かなければ



ばならない。

したがって、個人データ（個人情報）の第三者提供が、「財産の保護」に資する可能性がある場合は別として、「財産の保護」に資する可能性があるとはいえない場合には、個人データ（個人情報）の第三者提供は、法の趣旨を逸脱しており、行ってはならないと言わざるを得ない。すなわち、「財産の保護」に資する可能性があるとはいえない個人データ（個人情報）の第三者提供は、個人データ（個人情報）の第三者提供禁止の例外規定である「財産の保護のために必要がある場合」に該当しないもの、又は、該当しないものとして取り扱われるべきものという他ないのである。

しかるところ、本件第三者提供は、「財産の保護」に資する可能性があるとはいえない審査請求人の個人データ（個人情報）の第三者提供であるといえる。なぜなら、本件第三者提供は、本件社保審査請求事件の審議・決定に影響を及ぼす可能性があるとはいえないものだからである。すなわち、後記（ウ）cのとおり、本件第三者提供は、本件社保審査請求事件において、審査請求人の厚生年金保険に係る本件請求期間の標準報酬月額等の訂正又は決定に影響を及ぼす可能性があるとはいえない個人情報（審査請求人の個人情報）の第三者提供だからである。この点、言うまでもないが、社会保険審査請求事件の審議・決定に影響を及ぼさない場合、財産には何らの影響も及ぼさず、それ故、「財産の保護」に資することもない。

したがって、本件第三者提供は、法令の趣旨に照らし必要性と合理性が認められる範囲内にあるとはいえず、行ってはならないものであるといえる。

よって、本件第三者提供は、個人データ（個人情報）の第三者提供禁止の例外規定に該当しないもの、又は該当しないものとして取り扱われるべきものである。

〈d〉個人情報保護法23条1項3号に該当しないことについて

本件第三者提供が、同項3号に該当しないことは、論ずるまでもないことである。

〈e〉個人情報保護法23条1項4号に該当しないことについて

本件第三者提供（の内容）は、提供されなかったとしても、本件社保審査請求事件の事務の遂行にそもそも支障を及ぼすおそれがあるものではない。故に個人情報保護法 23 条 1 項 4 号には該当しないものである。

iii 小括

個人情報保護法 23 条 1 項は、個人データ（個人情報）の第三者提供を禁止した上で、同項 1 号から 4 号まで 4 種の例外規定をおく。

しかるところ、本件第三者提供は、いずれの例外規定にも該当しないものである、又は、該当しないものとして取り扱うべきものである。

したがって、本件第三者提供は、個人情報保護法 23 条 1 項に違反した、違法な提供である。

そして、これを、本件第三者提供を受けた社保審査官の側から言えば、本件対象保有個人情報は、元々の提供が違法な個人情報ということになる。

c まとめ

保有個人情報について、法 36 条 1 項 1 号の「適法に取得されたものでないとき」とは、個人情報保護の観点からすると、「法に基づいて取得されたものでないとき」と解さざるを得ない。

ここで、社会保険審査請求事件において、個人情報が「適法に取得されたもの」、つまり、「法に基づいて取得されたもの」といえるのは、社保審査法 9 条 2 項に基づく意見に、又は、同法 11 条に基づく社保審査官からの質問等に対する回答に、個人情報が含まれていた場合である。他方、その場合に該当しない場合は、「法に基づいて取得されたものでないとき」、つまり、「適法に取得されたものでないとき」（法 36 条 1 項 1 号）に該当する場合ということになる。

しかるところ、本件対象保有個人情報は、本件意見（本件意見書による意見等）に審査請求人の個人情報が含まれていたことにより取得されたものであるが、本件意見は、社保審査法 9 条 2 項に基づく意見には、又は、同法 11 条の社保審査官からの質問等に対する回答には、該当しないものである。また、本件対象保有個人情報は、その内容が同法の趣旨を逸脱しており、それ故、社保審査法 9 条 2 項又は 11 条に基づいて取得されたものには該当しないもの、又は、該当しないものとして取り扱うべきものである。

したがって、本件対象保有個人情報、「法に基づいて取得されたものでないとき」、つまり、「適法に取得されたものでないとき」（法36条1項1号）に該当するもの、又は、該当するものとして取り扱うべきものである。

なお、このように「取得」という観点から考察すれば、上記のとおり、同号に該当することになり、本件対象保有個人情報は、消去等が行われなければならない（法36条1項1号、同法38条）、これを換言すれば、保有等してはならないということになるのであるが、このことは、本件対象保有個人情報に関し、視点を変えて、「提供」という観点から考察すればより一層明らかとなる。

すなわち、個人情報について、個人情報保護法23条1項等に違反した提供は、違法であり、当然、あってはならないことである。それ故、そのような元々の提供が違法な個人情報について、提供された側（提供先・取得側）が取得、保有、利用又は更なる提供などを行うということも、当然、あってはならないことであり、法の許容しているところであるとは到底考えられない。

しかるところ、本件第三者提供は、個人情報取扱事業者である特定法人Aが、審査請求人の同意を得ずに、審査請求人の個人データ（個人情報）を、第三者である社保審査官に提供したものである。しかし、同提供は、個人データ（個人情報）の第三者提供禁止の例外規定（個人情報保護法23条1項1号～4号）に該当しない提供、又は、該当しない提供として取り扱うべき提供である。したがって、本件第三者提供は、個人情報保護法23条1項に違反した提供、つまり、審査請求人の個人データ（個人情報）の違法な提供である。

ところで、違法な提供であるか否かは別として、提供された個人データ（個人情報）は、提供された側（提供先・取得側）の行政機関（社保審査官）においては、保有個人情報ということになる。そして、それが本件対象保有個人情報である。

要するに、本件対象保有個人情報は、元々の提供が違法な個人情報である。

よって、本件対象保有個人情報について、保有、利用又は更なる提供などを行うこと許されず、故に、利用の停止、消去及び提供の停止が行われなければならない、原処分は取りされなければならない。

(ウ) 法3条2項の規定に違反して保有されていることについて

a はじめに

行政機関は、利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を保有してはならない（法3条2項）。そして、本件対象保有個人情報の利用目的は、「社会保険の審査請求の審議・決定に必要なため」である。

しかるところ、本件対象保有個人情報には、審査請求人の個人情報が含まれているが、同個人情報は、本件社保審査請求事件の審議・決定に必要な範囲を超えたものである。

したがって、本件対象保有個人情報は、利用目的の達成に必要な範囲を超えたものである。

よって、社保審査官、厚生労働省及びその長は、本件対象保有個人情報を保有してはならず、ひいては、消去等しなければならない。

b 総論（本件対象保有個人情報が本件社保審査請求事件の利用目的の達成に必要な範囲を超えているか否かの判断基準）

法3条2項は、「行政機関は、利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を保有してはならない」と規定する。この点、本件対象保有個人情報について、同項違反であるか否か（つまり、[利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を保有して] いるか否か）を判断するということは、すなわち、「本件対象保有個人情報が本件社保審査請求事件の審議・決定に必要な範囲を超えているか否か」を判断するということであるといえる。そして、具体的には、審査請求人の平成14年10月から平成26年8月までの期間の標準報酬月額及び標準賞与額の訂正又は決定に影響を及ぼす可能性がある個人情報（審査請求人の個人情報）であるか否かを判断するということであるといえる。

その理由は、まず、本件対象保有個人情報の利用目的は、「（社会保険の）審査請求の審議・決定に必要なため」（近畿厚生局平成27年11月4日付け近厚発1104第65号）であるからである。

次に、本件社保審査請求事件の請求内容は、審査請求人の厚生年金保険における本件請求期間（平成14年10月から平成26年8月までの期間）の標準報酬月額等（標準報酬月額及び標準賞与額）の訂正又は決定を求めるものであり、それ故、言うまでもないが、本件社保審査請求事件は、その請求内容について審議・決定されるものであるからである。

以上をまとめると、本件対象保有個人情報について「利用目的

の達成に必要な範囲を超えて」いるか否かを判断するという  
ことは、「本件対象保有個人情報」が本件社保審査請求事件の審  
議・決定に必要な範囲を超えているか否か」を判断するとい  
うことであり、その判断は、「本件請求期間の標準報酬月額等  
についての訂正又は決定に影響を及ぼす可能性のある個人情  
報であるか否か」により決せられるものであるということであ  
る。

よって、「本件対象保有個人情報」が利用目的の達成に必要な  
範囲を超えているか否か」の判断は、「本件請求期間の標準報  
酬月額等についての訂正又は決定に影響を及ぼす可能性のある  
個人情報であるか否か」により決せられるものであるといえる。

そして、これを更に具体的に言えば、次のとおりである。

本件対象保有個人情報が、審査請求人の厚生年金保険に係る  
本件請求期間の標準報酬月額等の訂正又は決定に影響を及ぼ  
す可能性がある個人情報（審査請求人の個人情報）である場合  
は、利用目的の達成に必要な範囲を超えているとはいえず、  
社保審査官、厚生労働省及びその長は保有してはならないと  
はいえないが、他方、その可能性があるとはいえない個人情  
報（審査請求人の個人情報）である場合は、利用目的の達成  
に必要な範囲を超えているといえ、社保審査官、厚生労働省  
及びその長は保有してはならないといえる。

c 本件へのあてはめ

(a) はじめに

本件対象保有個人情報は、特定法人Aの従業員である人事  
部長が社保審査官に提出した本件意見書に、審査請求人の  
個人情報が含まれていたことにより社保審査官が取得した  
ものである。

本件意見書は「1. 意見」と「2. 審査請求人の社会保険  
料未払いについて」とから構成されており、それぞれ、  
審査請求人の個人情報が含まれている。

以下、本件対象保有個人情報が、審査請求人の厚生年金  
保険に係る本件請求期間の標準報酬月額等の訂正又は決定  
に影響を及ぼす可能性がある個人情報であるから、本件社  
保審査請求事件の審議・決定に必要な範囲を超えており、  
つまり、利用目的の達成に必要な範囲を超えており、それ  
故、行政機関（社保審査官）が保有してはならない個人情  
報であることについて、本件意見書の「1. 意見」と「2.  
審査請求人の社会保険料未払いについて」に分けて述べる。

なお、「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であ  
つて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により

特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう（法2条2項）とされている。しかるところ、本件意見書の記載内容は、特定法人A又は同法人の人事部長の見解を前提としているに過ぎないものであり、そもそも事実無根ないし誤りではあるが、しかし、労務提供ないし勤怠の状況、報酬の支払い状況、社会保険料等の控除の状況（会社に対する社会保険料等の納付の状況）及び訴訟判決の内容等について、審査請求人の状況等として記載されたものである。すなわち、生存する個人に関する情報であり、かつ、その特定の個人（それは、審査請求人である。）を識別できるものである。したがって、本件意見書の内容は審査請求人の個人情報に当たるといえる。

(b) 本件意見書の「1. 意見」の内容について

i 本論

前記bのとおり、審査請求人の厚生年金保険に係る本件請求期間の標準報酬月額等について、その訂正又は決定に影響を及ぼす可能性があるとはいえない個人情報（審査請求人の個人情報）は、本件社保審査請求事件の審議・決定に必要な範囲を超えているといえ、つまりは、利用目的の達成に必要な範囲を超えているといえるので、社保審査官、厚生労働省及びその長は保有してはならない。

しかるところ、本件意見書の「1. 意見」の内容は、審査請求人の厚生年金保険に係る本件請求期間の標準報酬月額等の訂正又は決定に影響を及ぼす可能性があるとはいえない個人情報であるといえる。

なぜなら、当該内容は、そもそも、特定法人Aによる審査請求人の厚生年金保険に係る届出書類作成の経緯に過ぎないものだからである。すなわち、日本年金機構の年金事務所の助言と指示は必ずしも正しいものであるとはいえないところ、当該内容は、本件社保審査請求事件において審査請求人が主張している事実及び論拠（なお、これを記載した書面等の資料は、社保審査官から、利害関係人である特定法人Aに送付されている。）に対する反論などではなく、要するに、特定法人Aが行った審査請求人の厚生年金保険に係る標準報酬月額等算定基礎届、報酬月額変更届及び賞与支払届の作成は、C年金事務所の助言と指示に基づいているから誤りはない、というものだからである。また、当該記載内容は誤りではあ

るが、労務提供の状況、報酬の支払い状況並びに訴訟及びその判決の内容について審査請求人の状況として記載されたものであるから、審査請求人の個人情報に当たるものであるといえる（前記（a）参照）。

このように「1. 意見」の内容は、審査請求人の厚生年金保険に係る本件請求期間の標準報酬月額等の訂正又は決定に影響を及ぼす可能性があるとはいえない個人情報（審査請求人の個人情報）であるといえる。

したがって、本件意見書の「1. 意見」の内容は、本件社保審査請求事件の審議・決定に必要な範囲を超えている個人情報であるといえ、つまりは、利用目的の達成に必要な範囲を超えている個人情報であるといえるので、社保審査官、厚生労働省及びその長は、保有してはならないといえる。

## ii 附記

なお、同意見書の「1. 意見」の内容は、以下のとおり、過去の事実や判決の内容について誤解を招く主張や誤解に基づく主張を内容としているので、この点、附記しておく。

- (i) 「平成17年11月以降は審査請求人から労務の提供がなく、労働の対償としての報酬を支払った事実がなかった」との記載について

この点、報酬を支払わなかった時期について、あたかも、同月以降であるかのように記載しているが、事実ではなくそれ以前からである。それ故、誤解を招く主張であると言わざるを得ない。

なお、同月は、不当な解雇（退職取扱い）により審査請求人が厚生年金保険の資格を喪失させられた月である。

- (ii) 「主文にある賃金および賃金相当損害金，家賃等相当損害金，企業年金拠出金の額・・・」との記載について

この点、特定高等裁判所の判決の主文に、あたかも、「賃金および賃金相当損害金」等の記載があるかのような主張であるが、主文にそのような記載のないことは一目瞭然であり、誤解に基づく主張であることは明白である。

- (iii) 「判決内容では平成17年11月以前の特定法人B在籍時の賃金までが含まれていた」との記載について

この点、あたかも、同判決が平成17年11月以前の賃金の支払いを命じているかのような主張であるが、これも事実ではない。同判決は、平成17年11月以前の賃

金の支払いを命じておらず明らかな誤解である。なお、賃金は全額払いの原則（労基法24条）により相殺が禁止されているところ、同判決が支払いを命じているのは、過失相殺及び損益相殺をした後の損害賠償金である。

(c) 本件意見書の「2. 審査請求人の社会保険料未払いについて」の内容について

i はじめに

前記bのとおり、審査請求人の厚生年金保険に係る本件請求期間の標準報酬月額等について、その訂正又は決定に影響を及ぼす可能性があるとはいえない個人情報（審査請求人の個人情報）は、本件社保審査請求事件の審議・決定に必要な範囲を超えているといえ、つまりは、利用目的の達成に必要な範囲を超えているといえるので、社保審査官、厚生労働省及びその長は保有してはならない。

しかるところ、本件意見書の「2. 審査請求人の社会保険料未払いについて」の内容は、審査請求人の厚生年金保険に係る本件請求期間の標準報酬月額等の訂正又は決定に影響を及ぼす可能性があるとはいえない個人情報（審査請求人の個人情報）である。

すなわち、厚年法における標準報酬月額等の訂正又は決定は、定時決定（同法21条）、随時改定（同法23条）、保険者算定（同法24条）及び標準賞与額の決定（同法24条の4）等の要件に該当するか否かで判断されるところ、「2. 審査請求人の社会保険料未払いについて」の内容は、審査請求人から特定法人Aへの社会保険料の納付状況、及び、審査請求人の勤怠の状況等を述べるものであり、審査請求人の個人情報に当たる内容であるが、上記した厚年法の各条項の要件に該当する事実や主張を述べたものではないことは明らかである。すなわち、後記ii以降のとおり、審査請求人の厚生年金保険に係る本件請求期間の標準報酬月額等の訂正又は決定に影響を及ぼす可能性があるとはいえない個人情報（審査請求人の個人情報）である。

したがって、本件意見書の「2. 審査請求人の社会保険料未払いについて」の内容は、本件社保審査請求事件の審議・決定に必要な範囲を超えている個人情報であるといえ、つまりは、利用目的の達成に必要な範囲を超えている個人情報であるといえるので、社保審査官、厚生労働省及びその長は、保有してはならないといえる。



以下、「2. 審査請求人の社会保険料未払いについて」の内容を検討する。

- ii 「審査請求人は、平成26年4月より復職するとの意思表示をしたにもかかわらず現在に至るまで一度も出社しないため、・・・報酬の支払いができ（ない）」との記載について（i）はじめに

標記記載の内容は、以下述べる通り、審査請求人の厚生年金保険に係る本件請求期間の標準報酬月額等の訂正又は決定に影響を及ぼす可能性があるとはいえない内容である。

なお、標記の記載内容を含め本件意見書の内容は、特定法人A又は同社の人事部長の見解を前提としているに過ぎないものであり、そもそも事実無根ではあるが、しかし、出社等について審査請求人の状況として記載されたものであるから、審査請求人の個人情報に当たるものであるといえる（前記（a）参照）。

以下、標記の期間（平成26年4月から現在までの期間）のうち、「平成26年4月から同年8月までの期間」と「同年9月から現在までの期間」とに分けて検討する。

- （ii）「平成26年9月から現在までの期間」の出社状況等に関する記載について

前後するが、まず、「平成26年9月から現在までの期間」の出社等の状況については、そもそも、審査請求人の厚生年金保険に係る本件請求期間の標準報酬月額等の訂正又は決定に影響を及ぼす可能性があるとはいえない個人情報（審査請求人の個人情報）であるといえる。

なぜなら、本件請求期間は、平成14年10月から平成26年8月までの期間だからである。この点、同期間より後の「平成26年9月から現在までの期間」の出社等の状況が、本件請求期間の標準報酬月額等の訂正又は決定に影響を及ぼす可能性があるとはいえないことは、論ずるまでも無いことである。

- （iii）「平成26年4月から8月までの期間」の出社状況等に関する記載について

次に、「平成26年4月から同年8月までの期間」の出社等の状況についても、審査請求人の厚生年金保険に係る本件請求期間の標準報酬月額等の訂正又は決定に影響を及ぼす可能性があるとはいえない個人情報（審査請求

人の個人情報）であるといえる。この点、たしかに本件請求期間（平成14年10月から平成26年8月までの期間）内ではあるが、しかし、当該の「平成26年4月から同年8月までの期間」の当社等の状況は、同期間の標準報酬月額等の訂正又は決定に対しても、影響を及ぼす可能性があるとはいえない個人情報（審査請求人の個人情報）である。その理由は、以下のとおりである。この点、標準報酬月額と標準賞与額とに分けて述べる（なお、同期間より前の期間の標準報酬月額等の訂正又は決定に対し影響を及ぼす可能性があるとはいえないことは論ずるまでもないことである。）。

〈a〉標準報酬月額について

標準報酬月額に関しては、当該の「平成26年4月から同年8月までの期間」の標準報酬月額が変更される可能性があるのは、随時改定（厚年法23条）に該当する場合である。なぜなら、定時決定（同法21条）の場合、標準報酬月額の変更は上記期間外の毎年9月だけだからである。そして、随時改定は、「実施機関は、被保険者が現に使用される事業所において継続した三月間（各月とも、報酬支払の基礎となった日数が、十七日以上でなければならない。）に受けた報酬の総額を三で除して得た額が、その者の標準報酬月額の基礎となった報酬月額に比べて、著しく高低を生じた場合において、必要があると認めるときは、その額を報酬月額として、その著しく高低を生じた月の翌月から、標準報酬月額を改定することができる。」（同法23条。下線は引用者）と規定されている。

しかるところ、本件意見書の当該記載内容は「平成26年4月より・・・一度も当社しないため、・・・報酬の支払いができ（ない）」というものであり、その内容からすると、報酬支払の基礎となった日数が17日以上ということはあり得ないことになる。ちなみに、一度も当社しない場合でも、報酬の支払いがある場合は、報酬支払の基礎となった日数が17日以上ということはあり得るが、同記載内容は、報酬の支払いがないことを述べるものである。したがって、当該記載内容は、随時改定の対象とはならない内容であり、当該の「平成26年4月から同年8月までの期間」の標準報酬月額の訂正又は

決定に対しても、影響を及ぼす可能性があるとはいえない個人情報（審査請求人の個人情報）であるといえる。

〈b〉標準賞与額について

標準賞与額に関しては、特定法人Aにおいて、当該の「平成26年4月から同年8月までの期間」の出社の状況等が影響を及ぼす可能性がある賞与は、平成26年12月に支給される賞与である。しかるところ、当該記載内容は、「平成26年4月から同年8月までの期間」の出社等の状況を述べるものである。したがって、当該記載内容は、平成26年12月の賞与額には影響を及ぼし得るが、当該の「平成26年4月から同年8月までの期間」の標準賞与額の訂正又は決定には影響を及ぼす可能性があるとはいえない個人情報（審査請求人の個人情報）であるといえる。

(iv) 小括

よって、本件意見書に記載された、「平成26年4月から同年8月まで期間」及び「同年9月から現在までの期間」の出社等の状況は、つまり平成26年4月から現在までの出社等の状況は、審査請求人の厚生年金保険に係る本件請求期間の標準報酬月額等の訂正又は決定に影響を及ぼす可能性があるとはいえない個人情報（審査請求人の個人情報）であるといえる。

iii 「平成26年4月より・・・本来被保険者が負担すべき社会保険料を会社が立替えている・・・。審査請求の権利行使をするのであれば、社会保険料納付義務を果たして頂きたい」との記載について

そもそも、法令上、被保険者から会社（事業所）への社会保険料の納付状況は、標準報酬月額等の訂正又は決定に影響を及ぼすものではない。

しかるところ、標記の記載内容は、被保険者である審査請求人から会社（事業所）である特定法人Aへの社会保険料の納付状況を述べるものであり、また、それは、審査請求人の個人情報に当たるものである。

したがって、審査請求人の厚生年金保険に係る本件請求期間の標準報酬月額等の訂正又は決定に影響を及ぼす可能性があるとはいえない個人情報（審査請求人の個人情報）であるといえる。

なお、標記の記載内容を含め本件意見書の内容は、特定法

人A又は同法人の人事部長の見解を前提としているに過ぎないものであり、そもそも事実無根ではあるが、しかし、社会保険料の納付について審査請求人の状況等として記載されたものであるから、審査請求人の個人情報に当たるものであるといえる（前記（a）参照）。また、特定法人Aこそ、審査請求人に対して、支払うべき給与を支払っておらず、また、特定法人Aが自認するだけでも1000万円以上の債務があり、その債務について、特定法人Aは、審査請求人への支払いを怠っているという事実がある。したがって、標記記載の内容は事実無根でありかつ一方的な内容である。

#### iv 小括

本件意見書の「2. 審査請求人の社会保険料未払いについて」の内容は、平成26年4月から現在までの審査請求人の出社等の状況及び審査請求人から特定法人Aへの社会保険料の納付状況を述べるものであるが、その内容は、審査請求人の厚生年金保険に係る本件請求期間の標準報酬月額等の訂正又は決定に影響を及ぼす可能性があるとはいえない個人情報（審査請求人の個人情報）であるといえる。

したがって、同意見書の「2. 審査請求人の社会保険料未払いについて」の内容は、本件社保審査請求事件の審議・決定に必要な範囲を超えている個人情報であるといえ、つまりは、利用目的の達成に必要な範囲を超えている個人情報であるといえるので、社保審査官、厚生労働省及びその長は、保有してはならないといえる。

#### (d) まとめ

以上のとおり、本件意見書の記載内容は、「1. 意見」も、「2. 審査請求人の社会保険料未払いについて」も、つまり、本件対象保有個人情報は、利用目的の達成に必要な範囲を超えている個人情報であるといえ、社保審査官、厚生労働省及びその長は、保有してはならないといえる。

#### (エ) 法8条1項及び2項の規定に違反して利用されていることについて

##### a 法36条1項1号の「利用されているとき」について

法36条1項1号の法文からすれば、当該保有個人情報が「利用されている」ことが条件となっている。この点、当該保有個人情報について、利用されていないことが明らかである場合は別であるが、利用されていないことが明らかであるといえない場合は、利用されていると推認して、同号の該当性を判断すべ

きである。すなわち、「法8条1項及び2項の規定に違反して」いるか否かを判断すべきである。

なぜなら、利用されていると推認し、判断したとしても、なんら問題は生じないが、他方、利用されていないと推認し、判断すると、個人情報の保護の観点からして、問題が生じる可能性があるからである。すなわち、実際は利用されていない場合に、利用されていると推認し、利用停止を決定したとしても、利用されていない状態つまり利用停止の状態に対して重ねて利用停止をするというだけのことであり、結局、何の影響も及ぼさないのだから、問題となることはない。他方、実際は利用されているにもかかわらず、利用されていないと推認して、利用停止を行わなかった場合は、本来、利用停止により保護されるべき個人情報に、保護されないこととなり、問題となる可能性があるからである。

また、そもそも、行政機関は、利用の目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を保有してはならない（法3条2項）のであるから、個人情報を保有しているのは、利用しているからである（個人情報が保有されているのは、利用されているからである）と考えることが自然であり、それ故、利用されていると優に推認されるからである。

b 本件へのあてはめ

しかるところ、本件対象保有個人情報は、利用されていないことが明らかであるとはいえない。

したがって、本件対象保有個人情報について、法36条1項1号の「利用されているとき」に該当するものとして、同号の該当性の判断、すなわち、「法8条1項及び2項の規定に違反して」いるか否かを判断すべきである。

(オ) 法8条1項及び2項の規定に違反して提供されていることについて

a 法36条1項2号の「提供されているとき」について

同号の「提供されているとき」については、確かに、法文からすると、当該保有個人情報が、提供されたという事実があった後でなければ、当該保有個人情報の提供の停止は求められないとも解される。

しかし、当該の保有個人情報が提供されたという事実があったときに限らず、同種の資料が通常は「提供されているとき」及び「提供される可能性があるとき」も、同号の「提供されているとき」に該当するものとして、同号の該当性を判断すべきで

ある。すなわち、「法 8 条 1 項及び 2 項の規定に違反して」いるか否かを判断すべきである。

なぜなら、そうしなければ、個人情報の保護という法の趣旨は達成できないからである。すなわち、聞くとところによると、社会保険審査請求事件に関し、再審査請求が行われた場合は、通常、社保審査官が保有している資料は、個人情報が記載されているものも含め、利用されているか否かにかかわらず、全て、社保審査官から社会保険審査会に提供されることになるそうである。さらに、行政訴訟となれば、当該個人情報が記載された意見書等が、証拠書類として提出される（これも、法の「提供」に該当する行為である。）可能性は否定できないとのことである。そして、再審査請求の審理及び行政訴訟は基本的に公開である。また、利用停止請求に関し、場合によっては、消去までは認められず、利用の停止のみ認められる場合もあり得るのである（『行個法の解説』166頁）。

仮に以上のとおりであり、かつ、提供の停止は当該保有個人情報提供された後でなければ請求できないのであれば、消去が認められない限り、当該保有個人情報の本人にとっては、その度ごとに、利用の停止、消去及び提供の停止を請求しなければならないこととなるから、少なからぬ負担となることは別としても、完全な提供の停止とはならず（この点、一旦提供された後に、提供の停止を請求することになるからである。）、結局、個人情報は保護されないのである。

したがって、同種の資料が、通常は「提供されているとき」及び「提供される可能性があるとき」も、法 36 条 1 項 2 号の「提供されているとき」に該当するものとして、同号の該当性を判断すべきである。すなわち、「法 8 条 1 項及び 2 項の規定に違反して」いるか否かを判断すべきである。

b 本件へのあてはめ

しかるところ、前記 a のとおり、社保審査請求事件に関し、再審査請求が行われた場合、社保審査官が保有している資料は、個人情報が記載されているものも含め、通常、全て、社保審査官から社会保険審査会に提供されている。また、行政訴訟となれば、当該個人情報が記載された意見書等が、証拠書類として提出（提供）される可能性がある。

したがって、本件対象保有個人情報について、法 36 条 1 項 2 号の「提供されているとき」に該当するものとして、同号の該当性を判断すべきである。すなわち、「法 8 条 1 項及び 2 項の

規定に違反して」いるか否かを判断すべきである。

#### (カ) まとめ

原処分は、本件対象保有個人情報法が法36条1項1号及び同項2号の規定に該当しないと述べるが、誤りであり、該当しているといえる。

なぜなら、本件対象保有個人情報は、①本件対象保有個人情報を保有する行政機関により適法に取得されたものでなく、②法3条2項の規定に違反して保有されており、③法8条1項及び2項の規定に違反して利用及び提供されているからである。また、本件対象保有個人情報の本人である審査請求人はそのように思料する。したがって、審査請求人は、本件対象保有個人情報の利用の停止、消去及び提供の停止を請求することができる。

そして、本件利用停止請求は、行政機関の長の保有個人情報の利用停止義務を規定する法38条の本文に該当するが、ただし書には該当しない。

よって、原処分は、取り消されなければならない、本件対象保有個人情報は、利用の停止、消去及び提供の停止が行われなければならない

#### イ 理由の提示の違法

##### (ア) 総論

利用停止をしない旨の決定をした場合について、「その旨を書面により通知しなければならない」（法39条2項）と規定されているが、この点、「利用停止決定も、開示決定と同様に行政処分であり、利用停止をしない旨の通知を行う際には、行政手続法第八条に基づく理由の提示・・・を書面により行うことが必要である・・・」（『行個法の解説』168頁）と解されている。

そして、その開示決定に関して、不開示の場合について、「その旨を書面により通知しなければならない」（法18条2項）と規定されているが、この点、「この通知を行う際には、行政手続法第八条に基づく理由の提示・・・を書面により行うことが必要である・・・理由の提示については、単に法律上の根拠条項を示すだけでは足りず、申請者が拒否の理由を可能な限り明確に認識し得るものとする必要がある。」（『行個法の解説』111頁）と解されている。

また、行政処分における理由の提示に関して、最高裁は、「一般に、法が行政処分に理由を附記すべきものとしているのは、処分庁の判断の慎重・合理性を担保してその恣意を抑制するとともに、処分の理由を相手方に知らせて不服の申立に便宜を与える趣旨に出た

ものであるから、その記載を欠くにおいては処分自体の取消を免かれないものといわなければならない。」（最高裁判所昭和36年（オ）第84号同38年5月31日第2小法廷判決・民集17巻4号617頁）と判示している。そして、行政手続法8条に関して、東京高等裁判所は、上記判示を引用した上で、「申請により求められた許認可等を拒否する処分をする場合に、申請者に対し当該処分の理由を示すべき旨を規定する行政手続法8条1項も、これと同一の趣旨に出たものと解するのが相当である。このような理由提示制度の趣旨にかんがみれば、許認可等の申請を拒否する処分に付すべき理由としては、いかなる事実関係についていかなる法規を適用して当該処分を行ったかを、申請者においてその記載自体から了知しうるものでなければならないというべきである。」（東京高等裁判所平成11年（行コ）第173号同13年6月14日判決・医師国家試験予備試験受験資格認定処分取消等請求控訴事件）と判示している。

（イ）本件へのあてはめ

原処分は、利用停止をしない旨の決定処分であり、要するに、審査請求人の請求を拒否するものであるが、原処分が示した理由は、「当該保有個人情報、法36条1項1号及び同項2号の規定に該当せず、当該利用停止請求に理由が認められないため。」というものであり、単に法律上の根拠条項を示しただけに過ぎないものである。

したがって、審査請求人が、請求が拒否された理由を可能な限り明確に認識し得るもの、とはいえず、また、いかなる事実関係についていかなる法規を適用して当該処分を行ったかを、審査請求人においてその記載自体から了知しうるもの、ともいえない。

よって、原処分は、取消しを免れない。

なお、原処分のような理由の提示は、利用停止請求ないしその審査請求の事務等を遅延させる原因となり、また、審査請求人に不要な負担を強いることになるものであるから、厳しく戒められるべきであると言わざるを得ない。

ウ 苦言

審査請求人が、処分庁に仄聞したところ、本件意見書は、実際には「利用しない」との意向であるとのことであった。

仮にそうであるならば、実際には、「利用しない」との意向であるにもかかわらず、本件利用停止請求に対しては、「利用停止しない」つまり「利用します」との意向を示していることになるがこの矛盾した対応には、疑問を禁じ得ない。



本来であれば、このような書面を作成する必要はなかったはずである。

一般人である審査請求人が、行政機関が保有する個人情報の利用停止請求の理由や、その処分に対する審査請求の理由を説明することは、本書面のようなつたないものであっても、並大抵の負担ではない。他方、審査請求を受ける行政機関も負担が増えるのであり、それらは、結局、国民負担となる。

今後、関係諸機関が、適切に対応されることを希望し、あえて、苦言を呈するものである。

#### エ むすび

以上の次第であるから、審査庁におかれては、原処分の理由の提示等につき厳しく戒めた上で、本件対象保有個人情報の利用の停止、消去、提供の停止につき、審理、裁決されたい。

なお、本審査請求に係る社会保険審査請求事件（本件社保審査請求事件）の決定等に滞りがあってはならないので、本審査請求の各対応・各処理は速やかになされるべきである。

### (2) 意見書（平成28年9月6日收受）

#### ア はじめに

##### (ア) 審査請求の理由について

後記ウのとおり訂正するほかは、審査請求人の上記(1)の審査請求書のとおりである。

##### (イ) 諮問庁の「理由説明書」に対する審査請求人の意見等について

審査請求人は、諮問庁であり審査庁である厚生労働大臣の「理由説明書」に対し、後記エのとおり意見を述べる。

また、同大臣の利用不停止との判断が、同時期に行った他の審査請求の判断の内容からすると矛盾していることが明らかとなったが、看過できるものではない。それ故、同大臣の判断が矛盾していることに関しても、後記イのとおり意見を述べる。

#### イ 本審査請求に係る背景事情及び諮問庁の判断が矛盾していることについて

##### (ア) はじめに

諮問庁の判断は矛盾しており、さらに言えば、本諮問は、本来、不要である。すなわち、諮問庁であり審査庁である厚生労働大臣の本審査請求に対する判断は、審査請求人が、同時期に行った他の審査請求に対する同大臣の判断と矛盾しており、仮に同大臣が矛盾のない公正な判断を行っていたならば、本諮問は、本来、必要のないものであったといえる。

##### (イ) 本審査請求について

本審査請求は、本件社保審査請求事件（原処分に係る社会保険審査請求事件）に関し行政機関である厚生労働省近畿厚生局（以下単に、「近畿厚生局」という。）が保有する個人情報について、近畿厚生局長が行った利用停止をしない旨の決定に対する審査請求である。

（ウ）二件の社会保険審査請求事件及び二件の利用停止請求について

ところで、本件社保審査請求事件は、厚生年金保険の標準報酬月額等に関するものであり、近畿厚生局の社保審査官が担当しているものであるが、本件社保審査請求事件と原因及び資料等を同じくする別の社会保険審査請求事件が存在し、その社会保険審査請求事件を、厚生労働省関東信越厚生局（以下単に、「関東信越厚生局」という。）の社保審査官が担当している。つまり、二件の社会保険審査請求事件は原因及び資料が同じである。これらは、根本的には一件の事件が、二件の事件に分かれ、各厚生局の社保審査官が担当しているものである（なお、二件の事件に分かれたのは、管轄が影響しているのであるが、その影響で、日本年金機構が行った標準報酬月額等の決定処分のうち、まず、C年金事務所が処理した平成23年7月以降の期間分に係る決定処分に対する社会保険審査請求事件〔本件社保審査請求事件〕を近畿厚生局の社保審査官が、次に、D年金事務所が処理した同月より前の期間分に係る決定処分に対する社会保険審査請求事件を関東信越厚生局の社保審査官が担当している。）。

そして、それがために、保有個人情報に係る開示請求や利用停止請求を、審査請求人は、各厚生局（長）に対して行わざるを得ないこととなった。

二件の社会保険審査請求事件は、資料等が同じであると上記したが、保有する個人情報についても同じである。この点、仮に、完全に同じであるとまでは言えないとしても、少なくとも、本件対象保有個人情報については、関東信越厚生局も全く同一の個人情報を保有していることは事実である。なお、それは、本件対象保有個人情報が記載された書面の宛名を見れば明らかである。すなわち、当該書面は、審査請求人の勤務先の人事部長名で作成された「利害関係人指定に関する意見書」と題する書面であるが、近畿厚生局の社保審査官だけでなく、関東信越厚生局の社保審査官も、同書面の宛名となっている。

以上のとおり、全く同じ内容の個人情報ではあるが、各厚生局が保有しているため、各厚生局長に対して利用停止請求を行わざるを得ず、結局、審査請求人は、二件の利用停止請求を行った。

(エ) 処分庁の決定内容及び審査庁の判断について

本来、二件の利用停止請求に対する各厚生局長（各処分庁）の決定内容は、同じものとなるはずであり、また、仮に、各厚生局長（各処分庁）の決定が異なった内容になったとしても、審査請求により統一されるはずである。なぜなら、両事件は、基本的な社会保険審査請求の内容に異なるところがないものだからである（すなわち、両事件は、根本的には一つの事件が、管轄の関係で二つの事件に分かれたに過ぎないものであり、それがため、請求の対象となる期間が異なることとなったものであるが、標準報酬月額等の訂正を求めるものであるという根本的な請求内容に異なるところはないものだからである。）。また、それ故、当然、両事件は、個人情報の利用目的が同じ内容だからであり、そして、上記のとおり、各厚生局が保有する個人情報が同一だからである。

しかし、諮問庁であり審査庁である厚生労働大臣の判断は、現時点（つまり、諮問の時点）では統一されていない

すなわち、審査請求人は、保有個人情報の利用停止請求を、本件対象保有個人情報については近畿厚生局長に対して、また、関東信越厚生局が保有する個人情報（ただし、本件対象保有個人情報と全く同一内容の個人情報）については関東信越厚生局長に対して、行ったが、各厚生局長ともに利用停止をしない旨の決定をしたので、各決定について、審査請求を行った。

それに対し、審査庁である厚生労働大臣は、近畿厚生局長の決定（つまり、本審査請求の原処分）については、「法36条1項各号に該当せず、利用停止請求に理由があると認められない。」「原処分は妥当であり、本件審査請求は棄却すべきと考える。」（諮問庁であり審査庁である厚生労働大臣の「理由説明書」。下線は引用者）との考えを示しているが、他方、関東信越厚生局長の決定については、「法36条1号に該当するため、利用停止をすることが適当であると判断」し、「原処分は、これを変更し、利用停止をする」との裁決（厚生労働省発保0606第9号。下線は引用者）を行っている。

つまり、諮問庁であり審査庁である厚生労働大臣は、基本的に異なるところのない二つの審査請求に対して、異なった判断（端的に言えば、真逆の、矛盾した判断）を示しているのである。

(オ) 苦言

a はじめに

諮問庁であり審査庁である厚生労働大臣が必ずしも職責を果たしているとはいえず、諮問の制度を含む審査請求制度にとって

ゆゆしき問題であるので、以下のとおり、苦言を申し述べる。

b 審査庁からの説明

基本的に異なるところのない二つの審査請求に対し、異なった判断又は矛盾した判断になったこと（前記（エ）参照）について、審査請求人は、審査庁の担当者に説明を求めたが、合理的な説明は得られなかった。すなわち、上記担当者から、大要、「当該保有個人情報について、関東信越厚生局（の社保審査官）は（実質的に）不要と判断しており、近畿厚生局（の社保審査官）は必要と判断している、また、社保審査官は独任制（？）だから・・・。」などとの説明があった。

c 審査庁の職責の放棄について

審査庁の担当者の前記bの説明は、審査請求人には、そもそも理解できないのであるが、結局のところは処分庁（ないし社保審査官）の判断が優先される、との説明であるとするれば、保有個人情報に係る審査請求における審査庁（上級庁でもある）の職責を放棄したも同然であり、審査庁は、厳しく、戒められるべきであると言わざるを得ない。

なぜなら、異なった判断又は矛盾した判断になったこと（前記（ウ）参照）について、審査庁が審査請求人に対し一定の合理的な説明さえできないことからすると、必ずしも、根拠等に基づいた合理的な判断を行ったとはいえず、また、本当に検討したのかさえ疑わしいものであり、それがため、審査請求が認められなかった可能性があるからである（現に、基本的に異なるところのない関東信越厚生局分については審査請求を認めている。）。

そして、本意見書のような書面であっても一般素人である審査請求人にとってはかなりの負担となり、また、情報公開・個人情報保護審査会については国民負担で運営されているものと思料されるところ、審査請求が認められていれば、審査請求人がこのような書面を作成する必要はなく、また、情報公開・個人情報保護審査会に諮問する必要もないからである。つまり、審査庁がその職責を果たしていれば、審査請求人のみならず国民全体に、余計な負担がかかることはなかったはずだからである。

d 結論

元々一件であったものが、今般、偶々、二件に分かれて処理されたことに端を発し、審査庁が必ずしも職責を果たしているとはいえないことが露呈したのであるが、仮に、審査庁が処分庁の決定処分を真に審査するということをせず、処分庁の判断を

追認するに過ぎないことが実態（なお、そうでなければ、上級庁でもある同一の審査庁〔厚生労働大臣〕において、矛盾した判断など起こり得ないはずである。）であれば、ゆゆしき問題である。なぜなら、本来、諮問の必要のない事案も、貴審査会に諮問されることとなり、すなわち、貴審査会の処理件数が増加することになり、結局、国民負担となるからである。また、件数増加により、ただでさえ時間のかかる（約1年程度と聞いている。）答申がますます遅くなることは必定だからである。そして、審査請求人にもかなりの負担となるからである。

諮問されている本審査請求からだけでは、上記の点（すなわち、審査庁が、基本的に異なるところのない二つの審査請求に対して、異なった判断又は矛盾した判断を示していること）は、分かりづらいものと思料されるが、諮問の制度を含め審査請求制度の適切な運営のためには、上記の点について説明を求めるべきであり、それに対し合理的な説明がない場合は、諮問庁であり審査庁である厚生労働大臣は、厳しく戒められるべきである。

#### ウ 本件審査請求書の訂正

本件審査請求書のアの「（オ）法8条1項及び2項の規定に違反して提供されていることについて」を全部、下記のとおり訂正する。

##### 記

（オ）法8条1項及び2項の規定に違反して提供されていることについて

##### a はじめに

提供の停止については、個人情報を実際に提供していないということのみをもって、利用不停止（請求棄却）とすることはできない。すなわち、法36条1項2号の「提供されているとき」に関しては、保有個人情報が、他の行政機関等に、実際に提供されたという事実があったときに限らず、提供される前であっても、場合によっては（就中、当該保有個人情報が手続き上通常は「提供されているとき」など、提供される蓋然性が高い場合は）、同号の「提供されているとき」に該当するものとして、当該提供（行われることになる提供）について、同号に該当するか否かを判断しなければならない。そして、言うまでもないが、該当する場合は提供の停止をしなければならない。

しかるところ、本審査請求に係る提供の停止の請求（以下「本件停止請求」という。）は、社会保険審査請求事件に関して行政機関である近畿厚生局が保有する個人情報について提供の停止を求めるものであるが、社会保険審査請求事件は、保有個人

情報が、手続き上通常は提供されており、提供される蓋然性が高い場合に該当するといえる。

したがって、本件停止請求に対しては、個人情報を実際に提供していないということのみをもって、利用不停止（請求棄却）とすることはできず、個人情報が提供される前であっても、法36条1項2号に該当するか否かを判断し、該当する場合は提供の停止をしなければならない。

## b 総論

### (a) 本論

保有個人情報の提供の停止に関し、法36条1項2号の解釈について検討するに、確かに、保有個人情報が実際に提供されたという事実があった後でなければ、当該保有個人情報の提供の停止は、請求できず、ひいては認められないものであると解釈されかねない面もあるのではないかと思料される。そして、その解釈の論拠は次のとおりであると思料される。すなわち、保有個人情報の提供の停止は、保有個人情報が同号に該当するときに請求できるものである（同項柱書き本文）ところ、同号の「提供されているとき」との法文からすると、保有個人情報が実際に提供されたという事実があった後でなければ、同号の「提供されているとき」に該当せず、ひいては同号に該当しない。故に、保有個人情報の提供の停止については、保有個人情報が実際に提供されたという事実があった後でなければ請求できない。そして、請求できない以上、認められることもない、というものであると思料される。

しかしながら、当該保有個人情報が実際に提供されたという事実があったときに限らず、提供される前であっても、場合によっては（就中、当該保有個人情報が手続き上通常は「提供されているとき」など、提供される蓋然性が高い場合は）、同号の「提供されているとき」に該当するものとして、当該提供（行われることになる提供）について、同号に該当するか否かを判断しなければならない。そして、言うまでもないが、該当する場合は提供の停止をしなければならない。すなわち、当該提供について、同法8条1項及び2項の規定に、違反することになるか否かを判断しなければならない。また、違反することになる場合は提供の停止をしなければならない。

なぜなら、後記（b）のとおり、そうしなければ、個人の権利利益の保護という同法の目的の達成及び個人情報の保護という同法の精神の実現は、できないからである。

(b) 理由

i 理由1 (法の目的からの考察)

法1条は、「この法律は・・・個人の権利利益を保護することを目的とする。」と規定しているが、この点、「本法で保護することを目的としている『個人の権利利益』とは、個人情報<sub>の</sub>取扱いによって侵害されるおそれのある、個人の人格的、財産的な権利利益である。本法は、このような権利利益の侵害を未然に防止することを目的として立案されたものである。」(『行個法の解説』9頁。下線は引用者。)と解されている。

しかるところ、仮に、法36条1項2号の提供の停止に関し、当該保有個人情報<sub>が</sub>実際に提供されたという事実があった後でなければ、同号の「提供されているとき」に該当せず、ひいては同号に該当せず、当該保有個人情報の提供の停止は認められないものである、と解釈されるのであれば、その適用を具体的に言うと、たとえ権利利益が侵害されることが明らかであったとしても、提供の停止が認められないということが起こり得る。すなわち、保有個人情報の提供に関しては、提供されることに因り、個人の権利利益が、侵害されない場合だけではなく、侵害される場合もあり得るが、上記解釈に従えば、たとえ権利利益が侵害される場合であったとしても(さらに言えば、それが明らかであったとしても)当該保有個人情報<sub>が</sub>実際に提供されたという事実があった後でなければ、提供の停止は認められないということになる。

故に、提供の停止に関し、当該保有個人情報<sub>が</sub>実際に提供されたという事実があった後でなければ当該保有個人情報の提供の停止は請求できずひいては認められないものであると解釈した場合は、権利利益の侵害を未然に防止するという同法の目的は必ずしも達成され得ないのである。そうすると、法について、法の目的は、最初から必ずしも達成され得ないものということになり、法自体に欠陥があることになってしまう。

したがって、提供の停止について、保有個人情報<sub>が</sub>、実際に提供されたという事実があった後でなければ請求できずひいては認められないものである、との解釈は取り得ないのである、すなわち、提供される前であっても場合によっては(就中、当該保有個人情報<sub>が</sub>手続き上通常は「提供されているとき」など、提供される蓋然性が高い場合は)請求は可能

であり認容され得るものである、と解釈する他ないのである。  
ii 理由2（提供後と提供前とで異なった取扱いをすべきではないことについて）

保有個人情報の提供の停止に関し、保有個人情報が実際に提供された後と提供される前とについて、異なった取扱いをすべきではない（なお、「異なった取扱い」とは、保有個人情報が、実際に提供された後については、法36条1項2号の「提供されているとき」として取り扱い、同号に該当するか否かを判断するが、他方、提供される前については、同号の「提供されているとき」としては取り扱わず、同号に該当するか否かを判断しないということである。）。

なぜなら、保有個人情報の提供に起因して、個人の権利利益の保護という法の目的が達成不可能となる可能性自体、及び、個人情報の保護という同法の精神が実現不可能となる可能性自体は、実際に提供された後と提供される前とで異なるものではないからである。

すなわち、そもそも、提供の停止は、個人の権利利益の保護という法の目的の達成及び個人情報の保護という同法の精神の実現のために、行われるものである。故に、言うまでもないが、提供の停止が行われなければ、上記の目的が達成されないとき、又は、上記の精神が実現されないときは、提供の停止が認められなければならないことは当然である。そして、保有個人情報の提供に因り、上記の目的が達成されない可能性、又は、上記の精神が実現されない可能性があると考えられるのは、確かに、提供された後（例えば、保有個人情報が実際に「提供されているとき」。）であるが、それと同じく、提供される前（例えば、まだ提供されていないが、保有個人情報が手続き上通常は「提供されているとき」。）であっても、それらの可能性自体はあるといえる。就中、保有個人情報が手続き上通常は「提供されているとき」などの場合は、高度の蓋然性をもって保有個人情報が提供されることになると考えられるから、例えば、保有個人情報が提供されると、上記の目的が達成されないことになる場合、又は、上記の精神が実現されないことになる場合を想定すると、そのような場合において保有個人情報が手続き上通常は「提供されているとき」などのときは、上記の目的が達成されないこと及び上記の精神が実現されないことが、高度の蓋然性をもって現実化することになるのである。



このように、保有個人情報の提供に起因して、個人の権利利益の保護という法の目的が達成不可能となる可能性があるということ、及び、個人情報の保護という同法の精神が実現不可能となる可能性があるということについて、実際に提供された後と提供される前とで異なるものではないから、就中、保有個人情報が手続き上通常は「提供されているとき」などの場合は高度の蓋然性をもって保有個人情報が提供されることになると考えられるから、保有個人情報の提供の停止に関し、保有個人情報が実際に提供された後と提供される前とについて、異なった取扱いをする合理的な理由があるとはいえない。すなわち、提供された後と同じく、提供される前に関しても（就中、当該保有個人情報が手続き上通常は「提供されているとき」など、提供される蓋然性が高い場合に関しては）、法36条1項2号の「提供されているとき」に該当するものとして、当該提供（行われることになる提供）について、同号に該当するか否かを判断しなければならず、また、該当する場合は提供の停止をしなければならないという他ないのである。

iii 理由3（個人の権利利益の侵害を可能な限り低減させる必要があることについて）

(i) はじめに

個人情報の取扱いに関しては、個人の権利利益を保護することが最も優先されるべきであるところ、保有個人情報が提供されると、個人の権利利益を保護することが、困難となり、実際には不可能となる。

それ故、保有個人情報の提供に関しては、個人の権利利益の侵害を可能な限り低減させる必要があり、そのためには、保有個人情報が、提供される前であっても、場合によっては（就中、当該保有個人情報が手続き上通常は「提供されているとき」など、提供される蓋然性が高い場合は）、法36条1項2号の「提供されているとき」に該当するものとして、当該提供（行われることになる提供）について、同号に該当するか否かを判断しなければならず、また、該当する場合は提供の停止をしなければならない。

(ii) 保有個人情報が提供されると、個人の権利利益を保護することが実際には不可能となることについて

行政機関においては、「行政の適正かつ円滑な運営を図

（る）」（法1条）ことを考慮して、個人情報を取扱うべきであるが、しかし、それよりも、「個人の権利利益を保護すること」（同条）が、優先されなければならない。この点、同条の「行政の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護すること」については、「本法の目的である『行政の適正かつ円滑な運営を図りつつ』と『個人の権利利益を保護すること』とは並列ではなく、『個人の権利利益を保護すること』が一次的ないしは主たる目的である。」（『行個法の解説』8頁）と解されているのであり、「行政の適正かつ円滑な運営を図（る）」ことよりも、「個人の権利利益を保護すること」の方が優先されるべきであることは、明らかである。

しかし、そうであるにもかかわらず、例えば、提供が行われたとしても必ずしも本人には通知されない、という取扱いがなされている。

なお、その取扱いの故に、提供が行われたことについて、本人が全部を知ることが不可能であり、さらに言えば、実際には、一部でさえ知ることが困難である。したがって、個人の権利利益が侵害されていないか否か、及び、適法な提供であるか否かなどについて、本人が検証することは実際には不可能であり、また、本人以外の者が検証することはできない（開示及び利用停止を請求できるのは基本的に本人のみである。）から、結局、個人の権利利益を侵害した提供及び違法な提供などが行われていたとしても、是正されることはなく、その後も、そのような提供が繰り返される可能性は否定できないのである。つまり、保有個人情報の提供に関しては、個人の権利利益の保護は、困難であり、実際には不可能といっても過言ではないのである。加えて、一旦、提供されてしまうと、提供を受けた行政機関等が、当該個人情報をさらに提供することも有り得るが、その場合、上記のとおり本人への連絡はないので、上記の検証はほぼ不可能となり、それ故、個人の権利利益の保護も、ほぼ不可能となるのである。

(iii) 提供による権利利益侵害の「おそれ」の増加について

保有個人情報の提供については、法律上は、本人の権利利益を不当に侵害する「おそれ」があると認められると

きは許されていない（法8条2項ただし書）ので、本人の権利利益について、侵害される「おそれ」はなく、保護されているとの考え方があるかも知れない。

しかし、法律上はそうであるとしても、実際上は、保有個人情報提供されることに起因して、本人の権利利益は、不当に侵害される「おそれ」はあり、保護されているとはいえない。なぜなら、保有個人情報は、情報漏えい等の「おそれ」があるからである。この点、行政機関等であっても、情報セキュリティの問題や犯罪によるものも含め情報漏えい等の「おそれ」がないとはいえず、それ故、個人情報を保有しているだけで、当該保有個人情報の漏えい等の「おそれ」はあり、ひいては、本人の権利利益が不当に侵害される「おそれ」があるといえる。そして、保有個人情報が他の行政機関等に提供されれば、提供を行った行政機関での「おそれ」の上に、提供を受けた行政機関等での「おそれ」が加わることになるのである。

したがって、保有個人情報の提供に関しては、法律上は、本人の権利利益を不当に侵害する「おそれ」があると認められるときは許されていない（法8条）ので、本人の権利利益が不当に侵害される「おそれ」はないはずであるが、実際上は、当該保有個人情報の提供を受けた行政機関等の数が増えれば増える程、情報漏えい等の「おそれ」は増加するのであり、ひいては、本人の権利利益が不当に侵害される「おそれ」も増加するのである。

#### (iv) 小括

以上のことからして、保有個人情報の提供に関しては、個人の権利利益の侵害を可能な限り低減させる必要がある。

そのためには、法36条1項2号の「提供されているとき」に関し、保有個人情報が、実際に提供されたという事実があったときに限らず、提供される前であっても、場合によっては（就中、当該保有個人情報が手続き上通常は「提供されているとき」など、提供される蓋然性が高い場合は）、同号の「提供されているとき」に該当するものとして、当該提供（行われることになる提供）について、同号に該当するか否かを判断する他なく、また、該当する場合は提供の停止をする他ない。

iv 理由4（個別事案ごとに判断すべきことについて）

（i）はじめに

個別事案における保有個人情報の提供について、保有個人情報が入り上り（当該の手続きにおいて）通常は提供されているということのみを根拠に行われている場合は、個人の権利利益の保護という法の目的の達成及び個人情報の保護という同法の精神の実現のためには、当該保有個人情報が入りに提供されたという事実があったときに限らず、提供される前であっても、法36条1項2号の「提供されているとき」に該当するものとして、当該提供（行われることになる提供）について、同号に該当するか否かを判断し、該当する場合は提供の停止をする必要がある。

（ii）本論

個別事案における保有個人情報の提供について、保有個人情報が入り上り（当該の手続きにおいて）通常は提供されているということのみを根拠に、保有個人情報を提供することは許されないことである。

なぜなら、まず、保有個人情報の利用目的外の提供は、同法8条により、原則禁止されており、本人の利益や社会公共の利益になる場合など「一定の場合」にのみ、利用目的外に提供することができるものである（『行個法の解説』37頁参照）ところ、保有個人情報の内容は、事案ごとに異なっているからである。すなわち、保有個人情報の提供について、上記の「一定の場合」に該当する場合と該当しない場合があり得るからであり、又は、「一定の場合」に該当する部分としない部分が混在する場合があり得るからである。それ故、「一定の場合」に該当するか否かについては、事案ごと個別具体的に、判断するしかないのである。

次に、保有個人情報を提供することにより個人（当該保有個人情報の本人）の権利利益が侵害される場合があるからである。個人の権利利益が侵害されるのであるから、保有個人情報が入り上り（当該の手続きにおいて）通常は提供されているとか、他の事案では提供されているとか、などということは、当該保有個人情報の提供が許される理由に根本的には一切なり得ないのである。そして、言うまでもないことであるが、これを具体的に言えば、

「一定の場合」に該当するか否かについては、厳格に個別事案そのものについて、明確な根拠に基づいて判断しなければならないということである。

(iii) 実態からの考察

実態として、保有個人情報が入り上り（当該の手続きにおいて）通常は提供されているということのみを根拠に（端的に言えば、何も考えずに）、保有個人情報を提供するという運営を行っている組織又は手続きが存在する。

この点、個人の権利利益の侵害の未然防止、ひいては、個人の権利利益の保護という法の目的の達成及び個人情報の保護という同法の精神の実現のためには、上記のような組織ないし手続は、本来、抜本的に改められるべきものではある。しかし、上記のような運営は、保有個人情報の提供に関する実務に起因するものでもあるから、改められた後の組織又は手続においても発生（再発）する可能性がある。それ故、組織又は手続を抜本的に改めるだけでは十分であるとはいえず、個別の事案において個人の権利利益の侵害をできるだけ未然に防止する対応をとる必要があるという他ない。すなわち、保有個人情報が手続上通常は「提供されているとき」など、提供される蓋然性が高い場合における、個人の権利利益の侵害の未然防止、ひいては、個人の権利利益の保護という同法の目的の達成及び個人情報の保護という同法の精神の実現をするためには、当該保有個人情報が実際に提供されたという事実があったときに限らず、提供される前であっても、法36条1項2号の「提供されているとき」に該当するものとして、当該提供（行われることになる提供）について、同号に該当するか否かを判断し、該当する場合は提供の停止をするという対応をとる必要があるという他ない。

(iv) 小括

個別事案における保有個人情報の提供について、保有個人情報が手続上（当該の手続きにおいて）通常は提供されているということのみを根拠に行われている場合は、当該保有個人情報が、実際に提供される前であっても、法36条1項2号の「提供されているとき」に該当するものとして、当該提供（行われることになる提供）について、同号に該当するか否かを判断し、該当する場合は

提供の停止をする必要があるという他ない。

- v 理由5（本人の意向が無視されて提供される可能性のあること自体が不当な権利利益の侵害であるとの観点からの考察）

保有個人情報の他の行政機関等へ提供は、当該個人情報の本人には全く分からないところで、さらには、同人の意向に反して、行われる可能性がある（法8条2項3号及び4号）。

この点、確かに、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは提供できないし（同法8条2項ただし書き）、提供できる場合でも、「・・・相当な理由のあるとき」「・・・本人の利益になるとき」「・・・特別の理由のあるとき」などの条件が付されている（同法8条2項3号及び4号）。

しかし、そうであるとしても、個人情報の提供について、本人の意向が確認できないなど特段の事由がある場合は別として、特段の事由が無い場合であったとしても、すなわち、本人の意向が確認できる場合であったとしても、本人の意向など、そもそも一顧だにされず、最初から無視されて個人情報を提供される可能性があるが、本人の意向が無視されて提供される可能性のあること自体が、保有個人情報の他の行政機関等への提供を拒否している者や嫌がるなどしている者にとって、精神的苦痛であることに間違いはない。また、そもそも、「行政の適正かつ円滑な運営を図（る）」ことよりも、「個人の権利利益を保護すること」の方が優先されるべきである（法1条。前記iii（ii）参照）ことからすると、保有個人情報の他の行政機関等への提供については、特段の事由が無い限り、本人の意向を確認すべきであるという他ない。

したがって、特段の事由が無いにもかかわらず、本人の意向を確認せずに行った保有個人情報の提供は、精神的損害が生じる原因となる可能性、すなわち、権利利益を不当に侵害するおそれ、があるといえる（この点、十分に認識されるべきである。そして、そのおそれが認められるときは、本来、提供はできないのである〔同法8条2項ただし書参照〕。）。

よって、保有個人情報の提供（行われることになる提供）に関し、保有個人情報が手続き上（当該の手続きにおいて）通常は提供されている場合において、本人がその提供に同意しているときは別として、そうでないときは、当該保有個人情報が、実際に提供される前であっても、法36条1項2号の「提供されているとき」に該当するものとして、当該提供

(行われることになる提供)について、少なくとも、同号に該当するか否かを判断し、該当する場合は提供の停止をすべきであるというべきである。

vi 理由6 (提供後の負担)

消去又は提供の停止が認められない限り、当該保有個人情報本人にとっては、提供の度ごとに(といっても、いつ提供されるのかは、本人に通知されないから提供されたことを察知すること自体に困難を伴う場合が大半である。)、その提供を受けた行政機関等に対し、利用の停止、消去及び提供の停止を請求しなければならないこととなり、少なからぬ負担(これも権利利益の不当な侵害である。)となる(さらに言えば、いつ、提供されるのかは本人に通知されないから提供されたことを察知すること自体、困難を伴い負担である。)

そのような負担を(すなわち、権利利益の不当な侵害を)軽減するには、消去が認められた場合は別として、そうでない場合は、当該保有個人情報が、実際に提供される前であっても、法36条1項2号の「提供されているとき」に該当するものとして、当該提供(行われることになる提供)について、同号に該当するか否かを判断し、該当する場合は提供の停止をする他ない。

vii 理由7 (提供の停止の必要性について)

利用停止請求に関し、場合によっては、消去までは認められず、利用の停止のみ認められる場合もあり得る(『行個法の解説』166頁)が、その場合、提供される可能性は残る。

したがって、消去が認められなかった場合は、必要に応じて、提供の停止が認められなければならない。

(c) 結論

以上のことからして、保有個人情報が、実際に提供されたという事実があったときに限らず、提供される前であっても、場合によっては(就中、当該保有個人情報が手続き上通常は「提供されているとき」など、提供される蓋然性が高い場合は)、法36条1項2号の「提供されているとき」に該当するものとして、当該提供(行われることになる提供)について、同号に該当するか否かを判断しなければならず、また、言うまでもないが、該当する場合は提供の停止をしなければならない。すなわち、当該提供が、同法8条1項及び2項の規定に、違反することになるか否かを判断しなければならず、また、違反するこ

とになる場合は提供の停止を認めなければならない。

- c 社会保険審査請求事件は保有個人情報提供される蓋然性が高い場合に該当することについて

聞くとところによると、社会保険審査請求事件に関し、再審査請求が行われた場合は、通常、社保審査官が保有している資料は、個人情報記載されているものも含め、全て、社保審査官から社会保険審査会に提供されることになるそうである。さらに、行政訴訟となれば、当該決定に係る文書等が、証拠書類として提出される（これも、法における「提供」に該当する行為である。）可能性は否定できないとのことである（なお、再審査請求の審理及び行政訴訟は基本的に公開である）。

したがって、社会保険審査請求事件に関しては、保有個人情報が、手続き上通常は提供されているといえるのであり、それ故、社会保険審査請求事件は保有個人情報提供される蓋然性が高い場合であるといえ、前記bに該当するといえる。

よって、社会保険審査請求事件に関し行政機関が保有する個人情報の提供の停止の請求については、当該保有個人情報提供される前であっても、法36条1項2号の「提供されているとき」に該当するものとして、当該提供（行われることになる提供）について、同号に該当するか否かを判断しなければならない。そして、言うまでもないが、該当する場合は提供の停止をしなければならない。すなわち、当該提供について、同法8条1項及び2項の規定に、違反することになるか否かを判断しなければならず、また、違反することになる場合は提供の停止を認めなければならない。

- d 本件へのあてはめ

- (a) 個人情報を提供する前であっても法36条1項2号に該当するか否かを判断しなければならないことなどについて

本審査請求に係る提供の停止の請求（以下「本件停止請求」という。）は、社会保険審査請求事件に関して行政機関である近畿厚生局が保有する個人情報について提供の停止を求めるものである。

よって、本件停止請求に対しては、本件対象保有個人情報が他の行政機関等へ提供される前であっても、法36条1項2号の「提供されているとき」に該当するものとして、当該提供（行われることになる提供）について、同号に該当するか否かを判断しなければならない。そして、言うまでもないが、該当する場合は提供の停止をしなければならない。すなわち、当該



提供について、同法8条1項及び2項の規定に、違反することになるか否かを判断しなければならず、また、違反することになる場合は提供の停止を認めなければならない。

(b) 留意事項

本件対象保有個人情報、社会保険審査請求事件に関し行政機関が保有する個人情報であるが、前記(1)のア(ア)、(イ)及び(ウ)のとおり、要するに、適法に取得されたものではなく、また、違法な提供により取得されたものであり、そして、そもそも、利用目的の達成に必要な範囲を超えたものつまり保有してはならないものであるから、消去をしなければならないものである。そして、消去されるものであるから、本来は、提供の停止の必要が無いものである。

ただし、本件対象保有個人情報について、万が一、何らかの理由で、一部分でも、消去しないこととされた場合は、その部分については、全て、提供の停止をしなければならない。なぜなら、上記のような個人情報(すなわち、適法に取得されたものではない個人情報、違法な提供により取得された個人情報、又は、そもそも保有してはならない個人情報)を提供すること自体が、個人の権利利益の保護という法の目的の達成及び個人情報の保護という法の精神の実現に反する行いだからである。この点、上記のような個人情報を、他の行政機関等へ提供してはならないことは、言う迄も無いことである。

e 結論

本件停止請求に対しては、個人情報を実際に提供していないということのみをもって、利用不停止(請求棄却)とすることはできず、個人情報が提供される前であっても、法36条1項2号に該当するか否かを判断し、該当する場合は提供の停止をしなければならない。

エ 諮問庁である厚生労働大臣の「理由説明書」による主張について  
(ア) はじめに

諮問庁である厚生労働大臣の「理由説明書」による主張は、はなはだしく論理が飛躍し、根拠も十分に示されているとはいえず、要するに、漠然と結論を主張するに過ぎないものであることからして、認め難いものであると言わざるを得ない。

(イ) 諮問庁の主張について

- a 「特定法人が人事部長名で提出した「利害関係人指定に関する意見書」が本件対象保有個人情報である。」との主張について  
諮問庁は、「利害関係人指定に関する意見書」について、標記

のとおり、「特定法人が・・・提出した」ことを前提に主張するが、特定法人が提出した根拠は無く、示されてもいない。故に、そもそも、「特定法人が人事部長名で提出した「利害関係人指定に関する意見書」」などとはいえない。

b 「本件対象保有個人情報に適法に取得されたもの」との主張について

諮問庁は、表記のとおり主張するが、取得の根拠となった法令及びその条数が示されておらず不明である。すなわち、論旨は、保有個人情報は社保審査法9条2項に基づいた意見に含まれていたものなので適法な取得である、ということのようではあるが、「利害関係人指定に関する意見書」が同条項に基づいた意見を記載した書面であるなどとの主張を、諮問庁は明確には行っていない。

また、仮に諮問庁の主張が上記論旨のとおりであるとしても、同主張は認められない。

なぜなら、同主張は、当該意見が同条項に基づいた意見であるということを経験しているが、そういうことは、いえないからである。

すなわち、まず、前記aとも関連するが、「利害関係人指定に関する意見書」に記載された意見は、意見を述べることができる者の意見であるとはいえないからである。この点、同条項に基づき、利害関係人は意見を述べることができるが、本件社保審査請求事件の利害関係人は法人であるから、利害関係人として意見を述べることができる者は、法人である利害関係人の代表者など適法に当該法人を代表ないし代理する権限のある者に限られる。しかるところ、「利害関係人指定に関する意見書」に記載された意見は人事部長が述べたものであるが、人事部長に当該法人を代表ないし代理する権限があるとの主張は無く根拠も示されていない。したがって、「利害関係人指定に関する意見書」に記載された意見は、意見を述べることができる者の意見であるとはいえない。そうすると、本件対象保有個人情報は、意見を述べることができる者の意見であるとはいえない意見に個人情報が含まれていたことにより近畿厚生局が審査請求人の個人情報を取得ないし保有したものであるという他なく、それ故、その取得ないし保有に法的根拠は見い出せない。よって、本件対象保有個人情報は、適法に取得されたものとはいえない。

次に、同意見書に記載された意見の内容が、「事件につき」と

いえる内容でないからである。すなわち、同条項は、大要、「利害関係人等は、事件につき意見を述べることができる。」とするものであり、利害関係人等が「事件につき」意見を述べることを認めるものであるが、「事件につき」とはいえない意見まで述べることを認めるものではない。しかるところ、同意見の内容は、「事件につき」といえる内容であるとはいえない。また、諮問庁も、同意見の内容が「事件につき」といえる内容である、との主張立証を行っていない。したがって、「事件につき」とはいえない意見に個人情報が含まれていたことにより、近畿厚生局が審査請求人の個人情報を取得ないし保有したものであるという他なく、それ故、その取得ないし保有に法的根拠は見い出せない。よって、本件対象保有個人情報は、適法に取得されたものとはいえない。

以上につき、上記（１）審査請求書のア（イ）及び同（ウ）も参照されたい。

c 「法３６条１項各号に該当せず」との主張について

諮問庁は、標記のとおり主張する。この点、同項の各号とは、１号と２号のことである。

同項１号は、「当該保有個人情報を保有する行政機関により適法に取得されたものでないとき、第三条二項の規定に違反して保有されているとき、又は第八条第一項及び第二項の規定に違反して利用されているとき 当該保有個人情報の利用の停止又は消去」と規定している。つまり、３種の場合について規定している。また、同項２号は、「第八条第一項及び第二項の規定に違反して提供されているとき 当該保有個人情報の提供の停止」と規定している。つまり、１種の場合について規定している。しかるところ、審査請求人は、本件審査請求書において、利用停止の理由として、それら４種の場合を全て掲げ、それぞれについて詳述している。他方、諮問庁は「理由説明書」において、少なくとも、「第三条第二項の規定に違反して保有されているとき」に関しては、何ら根拠を示さないどころか全く言及もしていない。すなわち、法３条２項は、大要、利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を保有してはならない、と規定しているところ、本件対象保有個人情報が、利用目的の達成に必要な範囲を超えていないことについて、換言すれば、本件社保審査請求の審議・決定に必要（保有個人情報開示決定通知書〔平成２７年１１月４日付け近厚発１１０４第６５号〕参照）であることについて、諮問庁は何ら主張立証をしていない。

したがって、本件対象保有個人情報、本件社保審査請求の審議・決定に必ずしも必要であるとはいえず、法3条2項の規定に違反して保有されていると言わざるを得ない。

このように、本件対象保有個人情報、法3条2項の規定に違反して保有されていると言わざるを得ない以上、本件利用停止請求は認められなければならない。

なお、本件対象保有個人情報、法3条2項の規定に違反して保有されていることについては、上記(1)審査請求書のア(ウ)も参照されたい。

#### (ウ) まとめ

諮問庁は、「法36条1項各号に該当せず、利用停止請求に理由があると認められない。」などと主張するが、同主張は、はなはだしく論理が飛躍し、根拠も十分に示されているとはいえない。また、本件対象保有個人情報は、同項各号が示す4種の場合全てに該当しており、そのことを審査請求人は本件審査請求理由書において詳しく主張立証しているが、諮問庁は、少なくとも、同項1号の「第三条第二項の規定に違反して保有されているとき」に関しては、何ら根拠を示さないどころか全く言及もしていない。

よって、諮問庁である厚生労働大臣の上記の主張は認め難いものであると言わざるを得ない。

#### (3) 意見書(平成28年11月2日收受)

諮問庁の「補充理由説明書」自体に対しては、特段の意見はない。

### 第3 諮問庁の説明の要旨

#### 1 理由説明書

##### (1) 本件審査請求の経緯

ア 審査請求人は、平成27年12月7日付けで、処分庁に対して、法37条1項の規定に基づき、本件対象保有個人情報の利用停止請求を行った。

イ これに対して、処分庁が原処分を行ったところ、審査請求人がこれを不服として、平成28年3月5日付け(同月7日受付)で審査請求を提起したものである。

##### (2) 諮問庁としての考え方

本件審査請求に関し、法39条2項の規定に基づき利用不停止とした原処分は妥当であり、本件審査請求は棄却すべきものとする。

##### (3) 理由

社会保険審査官及び社会保険審査会法(昭和28年法律第206号。以下、第3において「官会法」という。)9条1項により、審査官は、審査請求を受理したときは、政令の定めるところにより、原処分をした

保険者（略）及びその利害関係人に通知しなければならないとされ、また、同条2項により、前項の通知を受けた者は、審査官に対し、事件につき意見を述べることができると定めている。

近畿厚生局社会保険審査官は、審査請求人に係る審査請求の審理をするに当たり、官会法9条1項及び2項の規定により特定法人に対し、利害関係人に指定した旨及び事件に関する意見を提出できる旨を通知し、これに対して、特定法人が人事部長名で提出した「利害関係人指定に関する意見書」が本件対象保有個人情報である。

したがって、本件対象保有個人情報は適法に取得されたものであり、これを提供した事実もないことから、法36条1項各号に該当せず、利用停止請求に理由があると認められない。

以上より、原処分を維持して、利用不停止とすることが妥当である。

(4) 結論

原処分は妥当であり、本件審査請求は棄却すべきと考える。

2 補充理由説明書

法42条の規定に基づき、平成28年6月6日付け厚生労働省発保0606第4号により諮問した平成28年（行個）諮問第90号において、諮問庁がなお原処分を維持すべきとして説明した、「3 理由」については、下表のとおり、修正（追記）する。

修正後	修正前
<p>3 理由</p> <p>社会保険審査官及び社会保険審査会法（昭和28年法律第206号。以下、第3において「官会法」という。）9条1項により、審査官は、審査請求を受理したときは、政令の定めるところにより、原処分をした保険者（略）及びその利害関係人に通知しなければならないとされ、また、同条2項により、前項の通知を受けた者は、審査官に対し、事件につき意見を述べることができると定めている。</p> <p>近畿厚生局社会保険審査官（以下、第3において「審査官」とい</p>	<p>3 理由</p> <p>社会保険審査官及び社会保険審査会法（昭和28年法律第206号。以下、第3において「官会法」という。）9条1項により、審査官は、審査請求を受理したときは、政令の定めるところにより、原処分をした保険者（略）及びその利害関係人に通知しなければならないとされ、また、同条2項により、前項の通知を受けた者は、審査官に対し、事件につき意見を述べることができると定めている。</p> <p>近畿厚生局社会保険審査官は、審査請求人に係る審査請求の審理</p>

<p>う。)は、審査請求人に係る審査請求の審理をするに当たり、官会法9条1項及び2項の規定により特定法人に対し、利害関係人に指定した旨及び事件に関する意見を提出できる旨を通知し、これに対して、特定法人が人事部長名で提出した「利害関係人指定に関する意見書」が本件対象保有個人情報である。</p> <p>したがって、本件対象保有個人情報は適法に取得され、また、<u>審査官が受理した審査請求の審理資料として保有されているものであり</u>、これを提供した事実もないことから、法36条1項各号に該当せず、利用停止請求に理由があると認められない。</p> <p>以上より、原処分を維持して、利用不停止とすることが妥当である。</p>	<p>をするに当たり、官会法9条1項及び2項の規定により特定法人に対し、利害関係人に指定した旨及び事件に関する意見を提出できる旨を通知し、これに対して、特定法人が人事部長名で提出した「利害関係人指定に関する意見書」が本件対象保有個人情報である。</p> <p>したがって、本件対象保有個人情報は適法に取得されたものであり、これを提供した事実もないことから、法36条1項各号に該当せず、利用停止請求に理由があると認められない。</p> <p>以上より、原処分を維持して、利用不停止とすることが妥当である。</p>
--	---

#### 第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- |              |                   |
|--------------|-------------------|
| ① 平成28年6月6日  | 諮問の受理             |
| ② 同日         | 諮問庁から理由説明書を收受     |
| ③ 同月16日      | 審議                |
| ④ 同年7月12日    | 諮問庁から補充理由説明書を收受   |
| ⑤ 同年9月6日     | 審査請求人から意見書を收受     |
| ⑥ 同年11月2日    | 審査請求人から意見書を收受     |
| ⑦ 平成29年6月29日 | 本件対象保有個人情報の見分及び審議 |
| ⑧ 同年7月27日    | 審議                |

#### 第5 審査会の判断の理由

##### 1 本件利用停止請求について

本件利用停止請求は、処分庁が審査請求人に別途開示決定した「本人が行った審査請求に係る「利害関係人指定に関する意見書」」（本件文書）に記録された保有個人情報（本件対象保有個人情報）の利用停止を求めるものである。

処分庁は、本件利用停止請求について、利用不停止とする決定（原処分）を行った。

審査請求人は、原処分の取消しを求めているが、諮問庁は、原処分を妥当としていることから、以下、本件対象保有個人情報の見分結果を踏まえ、利用停止の要否について検討する。

## 2 利用停止請求について

法36条1項1号は、何人も、自己を本人とする保有個人情報が、これを保有する行政機関により適法に取得されたものでないとき、法3条2項の規定（利用目的の達成に必要な範囲を超えた個人情報の保有の禁止）に違反して保有されているとき、又は法8条1項及び2項の規定（目的外利用及び提供の制限）に違反して利用されているときには、当該保有個人情報の利用の停止又は消去を請求することができ、法36条1項2号は、法8条1項及び2項の規定に違反して提供されているときには、当該保有個人情報の提供の停止を請求することができる旨を規定している。

そして、法38条は「行政機関の長は、利用停止請求があった場合において、当該利用停止請求に理由があると認めるときは、当該行政機関における個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な限度で、当該利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をしなければならない。」と規定している。

## 3 諮問庁の説明について

諮問庁は、原処分が妥当であるとする理由について、上記第3の2（補充理由説明書）のとおり説明し、本件対象保有個人情報は適法に取得され、また、近畿厚生局社会保険審査官が受理した審査請求の審理資料として保有されているものであり、これを提供した事実もないことから、法36条1項各号に該当せず、利用停止請求に理由があると認められないとする。

## 4 本件対象保有個人情報の利用停止の要否について

### （1）適法な取得（法36条1項1号）との関係

ア 法36条1項1号は「当該保有個人情報を保有する行政機関により適法に取得されたものでないとき」として、適法に取得されていないときは当該保有個人情報の利用の停止又は消去の請求ができると規定している。

イ 審査請求人は、審査請求書において、（i）本件対象保有個人情報が記録された特定法人Aの人事部長名の意見書（本件文書）については、特定法人Aの人事部長は代表権がないから、利害関係人として社会保険審査官及び社会保険審査会法（以下「官会法」という。）9条2項に基づき意見を述べたものとはいえないこと、（ii）審査請求人が近畿厚生局社会保険審査官に行った審査請求（以下「社会保険審査

請求」という。)の内容は、日本年金機構による審査請求人の厚生年金保険の標準報酬月額等の決定についての取消し、訂正等を求めるものであり、本件対象保有個人情報、標準報酬月額等の訂正等に影響を及ぼす可能性があるとはいえない個人情報であり、本件社会保険審査請求事件に全く関係のないものであること等から、近畿厚生局社会保険審査官は、本件対象保有個人情報を適法に取得したものではない旨主張する。

ウ 当審査会において、本件文書を見分したところ、当該文書は、特定法人Aの人事部長名により、近畿厚生局社会保険審査官に宛てて発出されたものであり、平成27年10月27日付けの近畿厚生局の文書受付印が押印されており、その内容は、「先般通知を受けた「近厚審発1013第11号」について、以下のとおり意見を述べる」旨が記載された上で、意見が述べられていることが認められる。

また、当審査会において、諮問庁から、上記「近厚審発1013第11号」の文書の提示を受け、確認したところ、同文書は、平成27年10月13日付けで近畿厚生局社会保険審査官から特定法人Aの代表取締役宛てに宛てた「利害関係人の指定について(通知)」と題するものであり、その内容は、審査請求人から社会保険審査請求があったこと、特定法人Aを利害関係人に指定すること、官会法9条2項に基づき社会保険審査官に意見を述べることができる旨が記載されており、さらに、この通知が同法9条1項の規定によるものであること、社会保険審査請求の対象となる処分内容は、審査請求人に係る標準報酬決定等であることの記載が認められる。したがって、本件文書は、同項の通知を受けた特定法人Aが、標準報酬月額等の決定に係る審査請求の利害関係人として、同条2項の規定に基づき提出した意見書であると認められる。

エ したがって、上記3の、本件文書に記録された保有個人情報は、近畿厚生局社会保険審査官において適法に取得された旨の諮問庁の説明は首肯でき、本件対象保有個人情報は、法36条1項1号に規定する適法に取得されたものではないとは認められない。

## (2) 保有の制限等(法3条2項)との関係

ア 法3条2項は、「行政機関は、利用の目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を保有してはならない。」と規定している。

イ 審査請求人は、審査請求書において、本件対象保有個人情報は、標準報酬月額等の訂正等に影響を及ぼす可能性があるとはいえない個人情報であるから、社会保険審査請求の審議・決定に必要な範囲を超えており、利用目的の達成に必要な範囲を超えている旨主張する。

ウ 上記(1)エのとおり、本件文書は、近畿厚生局社会保険審査官に



において適法に取得されたものであり、同審査官が受理した審査請求の審理資料として保有されているものであるとする諮問庁の上記3の説明は首肯でき、同審査官において、本件対象保有個人情報等を法3条2項の規定に違反して保有しているとは認められない。

(3) 利用及び提供の制限（法8条）との関係

ア 法8条1項は、「行政機関の長は、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。」とし、さらに、同条2項は、1項の規定にかかわらず、「行政機関の長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供することができる。（各号略）」としている。

イ 審査請求人は、意見書の中で、個人情報を実際に提供していないということのみをもって、利用不停止（請求棄却）とすることはできず、個人情報が提供される前であっても、法36条1項2号に該当するかどうかを判断し、該当する場合は提供を停止しなければならない等と主張する。

ウ 上記(1)エ及び(2)ウのとおり、本件文書は、官会法9条2項に基づいて、利害関係人から近畿厚生局社会保険審査官に提出された意見書であり、社会保険審査請求の審理に利用する目的で保有していることは明らかである。

また、審査請求人は、意見書において、上記イのような主張をするのみで、目的外利用及び提供についての具体的な根拠を示していないことから、審査請求人の主張は採用できず、法8条1項及び2項の規定に違反して提供した事実はないとする諮問庁の説明に、不自然、不合理な点は認められず、それを覆す事情も認められない。

したがって、近畿厚生局社会保険審査官において、本件対象保有個人情報について、法8条1項及び2項に違反して利用目的以外の目的のために利用、提供しているとは認められない。

(4) 関東信越厚生局に係る裁決との関係について

ア 審査請求人は、意見書の中で、以下(ア)及び(イ)の趣旨のことを述べている。

(ア) 処分庁（近畿厚生局長）がした原処分（本件対象保有個人情報の利用不停止決定）について、諮問庁（厚生労働大臣）は、諮問において、妥当であるとしている。

(イ) しかし、審査請求人が行った関東信越厚生局長に対する本件文書と同じ内容の文書に記録された保有個人情報の利用停止請求について利用不停止決定がされ、これを不服として審査請求人が厚生労働大臣に行った審査請求に対し、厚生労働大臣は、「原処分は、これ

を変更し、利用停止する」旨の裁決を行っており、本件文書と同じ内容の文書にもかかわらず、厚生労働大臣の判断が矛盾している。

イ 上記アの審査請求人の主張について、当審査会事務局職員をして諮問庁に対し詳細な説明を求めさせたところ、以下のとおりであった。

(ア) 本件文書は、官会法に定められた審査請求の審査の過程で、利害関係人に指定された特定法人Aから近畿厚生局社会保険審査官に提出された意見書である。また、上記ア(イ)の関東信越厚生局長に対する本件文書と同じ内容の文書とは、審査請求人が、本件の社会保険審査請求と処分内容が同じで管轄年金事務所が異なる社会保険審査請求を、関東信越厚生局社会保険審査官に対して行ったために、同社会保険審査官が、利害関係人に指定された特定法人Aに同法9条1項の通知を行い、当該通知を受けた特定法人Aが同条2項の規定に基づいて同社会保険審査官に提出した意見書である。

この二つの文書は、両厚生局の社会保険審査官が宛先として記載されており、発出者名(特定法人Aの人事部長名)及び意見等の記載内容は、同じである。

(イ) 審査請求を取り扱う社会保険審査官(以下、(イ)においては「審査官」という。)は、厚生労働大臣の任命により職務に就く者であり、審査請求事件の審理決定等の審査の事務は、個々の審査官がこれを行う。

したがって、各審査請求における審査資料の採否の判断は、個々の審査官が行うことになるもので、本件文書及び本件文書と同じ内容の文書に係る審査請求において、これら文書の扱いは、それぞれ次のとおりとなっている。

a 関東信越厚生局の審査官は、人事部長名で提出された本件文書と同じ内容の文書を審査請求資料として採用しないと判断し、特定法人Aに対し補正を求める通知を送付したことから、当該文書は、法36条1項1号所定の「3条2項の規定に違反して保有されているとき」に該当する(審査資料として審査官において保有すべき必要のない文書である)ことから、利用停止が正しいと判断し、利用不停止とした処分の取消しをした。

b 近畿厚生局の審査官は、特定法人Aが関東信越厚生局の審査官の補正の求めに応じて、事業主名(代表者名)で両厚生局の審査官を宛先にして提出された意見書を受理し、本件文書と併せて審査資料とすると判断をしたことから、本件文書については、適法に取得されたものであり、これを提供した事実もないことから、法36条1項各号に該当せず、利用停止請求に理由があると認められないため、利用不停止の処分を維持することとした。

(ウ) 官会法 9 条 2 項に規定する利害関係人の意見書については、特段様式や発出人等についての規定はなく、本件文書を同項に規定する利害関係人の意見書として、代表者名の意見書と併せて、審査資料とした近畿厚生局社会保険審査官の審査資料の採否の判断に特段の問題はない。

(エ) 以上のように、両厚生局の審査官において、各審査請求の審査に当たっての両文書の取扱いが異なることから、それに応じて両文書の利用停止・不停止の判断も異なるものである。

ウ 当審査会において、本件文書及び近畿厚生局の文書受付印のある特定法人 A の代表者名の意見書を確認したところ、発出人名の記載以外は、法人印影及び意見等の記載内容は同じであることが確認され、本件文書を官会法 9 条 2 項に規定する利害関係人の意見書として、代表者名の意見書と併せて、審査資料とした近畿厚生局社会保険審査官の審査資料の採否の判断に特段の問題は無いとする諮問庁の説明は首肯できる。

## 5 審査請求人の主張について

### (1) 理由の提示について

審査請求人は、審査請求書において、本件対象保有個人情報について利用不停止とした決定の理由の提示は違法であり、原処分は取り消すべきと主張している。

本件利用不停止決定通知書には、法条項を示して当該利用停止請求に理由が認められないためと記載されているのみであり、理由の提示としては、適切であるとはいえず、諮問庁においては今後適切な指導が望まれる。

### (2) その他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

## 6 本件利用不停止決定の妥当性について

以上のことから、本件対象保有個人情報の利用停止請求につき、利用不停止とした決定については、法 38 条の「利用停止請求に理由があると認めるとき」に該当しないので、妥当であると判断した。

(第 3 部会)

委員 岡島敦子, 委員 葭葉裕子, 委員 渡井理佳子